

## 金樓子譯注（五）

興 膳 宏

### 金樓子卷二

#### 后妃篇三

歴代の優れた皇妃の傳記。卷一の興王篇に對應する。本來はおそらく太古から六朝に至るまでの皇妃傳が備わっていたのであろうが、いま存するのは舜の二妃（娥皇・女英）と殷湯王妃有莘氏、ずっと下つて後漢初期の二妃の傳、さらに飛んで著者蕭繹の實母である梁阮修容傳である。しかも後漢の二妃の傳記はごく斷片的なものに過ぎず、その前後の皇妃傳の大部分が佚失たと推測される。それにひきかえ、阮修容傳は異例の長さで、詳細に實母の生涯を跡づ

けており、息子が描いた母の傳記として唐以前には類例を見出し難く、極めて例外的な資料的價値を有する。

夫以坤維厚載、實配乾道、<sup>②</sup>月以陰精、用扶陽德。<sup>③</sup>故能輔佐天子、求賢審臣、<sup>④</sup>二妃擅于虞朝、<sup>⑤</sup>十亂興乎周室。<sup>⑥</sup>其所以卜世隆長、誠有以矣。<sup>⑦</sup>

そもそも坤は厚い徳により物を載せて、乾の道に配せられ、月は陰の精であることよつて、太陽の徳を助ける。だから后妃はよく天子を補佐して、賢臣を見極めることができるのであり、娥皇・女英の二妃が舜の朝廷に大きな力を發揮し、十人の治世の功臣が周の王室に興起したのはその典例である。皇妃が王朝を長く隆盛に導くのは、まことにゆえあつてのことである。

〔注〕

① 坤維厚載 この條は皇妃篇の序。王朝における皇妃の役割を説く。『易』説卦傳に、「乾、天也、故稱乎父。坤、地也、故稱乎母」とあるように、乾が天、父、また皇帝の象徴であるのに

對して、坤は地、母、また皇妃を象徴する。『易』坤卦の彖傳に、「至哉坤元、萬物資生、乃順承天、坤厚載物、德合無疆」。

王弼注に、「地之所以得無疆者、以卑順行之故也」。『維』は助字で、「惟」に同じ。『後漢書』皇后紀の贊に、「坤惟厚載、陰正乎內」。李賢注に、「女正位乎內、男正位乎外」。

② 實配乾道 『易』乾卦の彖傳に、「乾道變化、各正性命」。王弼注に、「乘變化而御大器、靜專動直、不失大和、豈非正性命之情者邪」。

③ 月以陰精二句 『史記』天官書の正義に引く張衡の言に、「日月者、陽精之宗、月者、陰精之宗」。『說文解字』月部に、「月、闕也、太陰之精」。謝莊『月賦』（『文選』一三）に、「日以陽德、月以陰靈」。李善注に、以下の如く諸書を引いていう。『春秋說題辭』曰、「陽精爲日」。『易辯終備』曰、「日之既、陽德消」。鄭玄曰、「日既蝕、明盡也」。『春秋感精符』云、「月者陰之精」。

④ 故能輔佐天子二句 『詩』周南「卷耳」の小序に、「卷耳、皇妃之志也。又當輔佐君子、求賢審官、知臣下之勤勞、內有進賢之志、而無險詖私謁之心、朝夕思念、至於憂勤也」。

⑤ 二妃擅于虞朝 「二妃」は、この後に記される舜の二妃、娥皇と女英。

⑥ 十亂興乎周室 『尚書』泰誓中に、「予有亂臣十人、同心同德」。孔傳に、「我治理之臣雖少、而心德同」。經典釋文に、「十人、周公旦、召公奭、太公望、畢公、榮公、太顛、閔天、散宜生、南宮适及文母」。『論語』泰伯篇に、「舜有臣五人而天下治」。

武王曰、予有亂臣十人。孔安國注に、「亂、理也。理官者十人也」。

⑦ 卜世 『左傳』宣公三年に、「成王定鼎于郊廓、卜世三十、卜年七百、天所命也」。

⑧ 其有以矣 『詩』鄘風「旄丘」に、「何其久也、必有以也」。毛傳に、「必有以有功德」。鄭箋に、「我君何以久留於此乎。必有衛有功德故也。又責衛今不務功德也」。

1 有虞二妃者、帝堯之二女也。長曰娥皇、次曰女英。四岳薦舜于堯、堯乃妻以二女、以觀厥內。事舜于叻畝<sup>\*</sup>之中、事瞽叟、不以天子之女故而驕盈怠慢、猶謙讓恭儉、思盡婦道。瞽叟使塗廩、舜歸告二女、「父母使我塗廩、我其往」。

二女曰、「衣鳥工往」<sup>⑤</sup>。舜既治廩、瞽叟焚廩、舜飛去。舜入朝、瞽叟使舜浚井。舜告二女。二女曰、「往哉、衣龍工往」<sup>⑦</sup>。

舜往浚井、石殞于上、舜潛出其旁。迨既納于百揆、賓于四門、選林木入于大麓<sup>⑩</sup>。每事常謀于二女。舜既嗣位、升爲天子、娥皇爲后、女英爲妃。封象于有庠。二妃聰明貞仁、舜陟方死于蒼梧、號曰重華<sup>⑭</sup>。二女死于江湘之間也<sup>⑮</sup>。

⑨ 門、選林木入于大麓。每事常謀于二女。舜既嗣位、升爲天子、娥皇爲后、女英爲妃。封象于有庠。二妃聰明貞仁、舜陟方死于蒼梧、號曰重華。二女死于江湘之間也。

⑩ 門、選林木入于大麓。每事常謀于二女。舜既嗣位、升爲天子、娥皇爲后、女英爲妃。封象于有庠。二妃聰明貞仁、舜陟方死于蒼梧、號曰重華。二女死于江湘之間也。

舜の二妃は、帝堯の二人のむすめである。長女を娥皇といい、次女を女英という。四岳が舜を堯に推薦し、堯はそこで二人のむすめを舜にめあわせて、家庭内での行動を観察させた。二人は舜の野良仕事を支え、しゅうとの瞽叟に仕えては、天子のむすめだからといって倣ったり怠けたりせず、へりくだってつつましく、婦道を盡くすことを心がけた。瞽叟が「舜を殺そうとして」彼に米倉の外壁を塗ら

せようとする、舜は歸つて二人の妃に告げていうには、「父上母上が私に米倉の外壁を塗らせようとなさるので、私は行こうと思う」。二人の妃はいった、「鳥の工人のなりでお出でなさいませ」。舜が米倉の外壁を塗りにかかると、瞽叟が米倉に火をつけたので、舜は飛んで逃げ歸った。舜が朝廷に仕えるようになると、瞽叟は舜に井戸さらえをさせようとした。舜はそのことを二人の妃に告げた。二人がいうには、「お出でなさいませ。龍の工人のなりでお出かけなさるように」。舜が井戸をさらつていけると、石が上から落ちてきたが、舜は「脇穴を」くぐつて外へ出た。「堯に取り立てられて」百官の間に入り、四方の城門で賓客を

出迎え、山林に入って木材を選ぶようになってからも、事あるごとにいつも二人の妃に相談した。舜が皇位を嗣いで、天子になると、娥皇を后とし、女英を妃として、「弟の」象を有庠に封じた。二人の妃は聰明で貞淑だった。舜が地方を巡狩して蒼梧の野で亡くなると、重華と呼ばれた。二人の妃は長江と湘水の間で亡くなった。

#### 〔校勘〕

「吠畝」…四庫本・抄本が「吠畝」に作るのは、字體の異。

#### 〔注〕

① 有虞二妃者云云 この條は劉向『列女傳』を土臺としつつ、『尚書』堯典・『史記』五帝本紀等の記述を取り入れる。『列女傳』（四部叢刊本）卷一母儀傳の「有虞二妃」に、「有虞二妃者、帝堯之二女也。長娥皇、次女英」。娥皇の名がはじめて文獻に見えるのは、『山海經』大荒南經に、「有人三身、帝俊妻娥皇、生此三身之國」。二妃の名が共に見えるのは、『漢書』古今人表の上中仁人で、女英は「女罄」と記され、「舜妃」とある。顏師古注に、「即女英也。罄、於耕反。」「罄」は「瑩」と記されることもある。英は、罄・瑩と音通。なお、この條には興王篇9 帝舜に記述の事項が少なくない。同條の注參照。

- ② 四岳薦舜于堯云云『列女傳』に、「四嶽薦之於堯，堯乃妻以二女，以觀其內。二女承事舜於畎畝之中，不以天子之女故而驕盈怠嫚，猶謙謙恭儉，思盡婦道。」「四岳（嶽）」は、文字通りには四方の四名山。ここでは四方を治める有力者で、羲氏と和氏の四子。この一段の原據は『尚書』堯典にある。「咨四岳，湯湯洪水方割，蕩蕩懷山襄陵，云云」。その孔傳に、「四岳即上羲和之四子，分掌四岳之諸侯，故稱焉」。堯は洪水を治める對策を四岳に諮り、彼らの推舉によって舜の存在を知って、彼を試しに用いようとする。堯典は先の一節に續けていう。「堯」曰、明明揚側陋。師錫帝曰、有齔在下，曰虞舜。帝曰、兪，予聞。如何。岳曰、瞽子、父頑、母嚚、象傲、克諧以孝，烝烝乂，不格姦。帝曰、我其試哉。女子時、觀厥刑于二女。釐降二女于媯汭，嬪于虞。帝曰、欽哉。
- ③ 瞽叟 舜の父。「瞽」は、盲人の意。『尚書』堯典の孔傳に、「無目曰瞽。舜父有目，不能分別好惡，故時人謂之瞽。配字曰瞽。瞽、無目之稱」。これによれば、肉體的に盲目だったのではなく、倫理的な意味で、善惡の分別がつかなかったことを意味する。
- ④ 瞽叟使塗廩云云『列女傳』に、「瞽叟與象謀殺舜，使塗廩。舜歸告二女曰、父母使我塗廩，我其往。二女曰、往哉。舜既治廩，乃捐階，瞽叟焚廩，舜往飛出」。ここに「象」とあるのは、舜の異母弟。
- ⑤ 衣鳥工往『史記』五帝本紀には、「舜乃以兩笠自扞而下，去，不得死」とある。その索隱に、「言以笠自扞己身，有似鳥張翅而輕下，得不損傷。皇甫謐云兩繳。繳，笠類。列女傳云、二女教舜鳥工上廩，是也」。また正義に、「通史」云、瞽叟使舜瀛廩，舜告堯二女。女曰、時其焚汝，鵲汝衣裳，鳥工往。舜既登廩，得免去也。
- ⑥ 瞽叟使舜浚井云云『列女傳』に、「象復與父母謀，使舜浚井。舜乃告二女。二女曰、兪，往哉。舜往浚井。格其出入，從掩。舜潛出」。『史記』五帝本紀では、次のようにある。「後瞽叟又使舜穿井，舜穿井爲匿空旁出。舜既入深，瞽叟與象共下土實井，舜從匿空出，去」。
- ⑦ 衣龍工往『史記』五帝本紀の正義に『通史』を引いて、「舜穿井，又告二女。二女曰、去汝裳衣，龍工往」。入井、瞽叟與象下土實井、舜從他井出去也。
- ⑧ 迨既納于百揆云云『列女傳』に、「既納于百揆，賓于四門，選于林木，入于大麓，堯試之百方，每事常謀于二女」。『納于百揆』は、『尚書』堯典に、「納于百揆，百揆時敘」。孔傳に、「揆，度也。度百事，摠百官。納舜於此官，舜舉八凱，使揆度百事。百事時敘，無廢事業」。『史記』五帝本紀に、「堯」乃徧入百官，時序。賓於四門，四門穆穆，諸侯遠方賓客皆敬。堯使舜入山林川澤，暴風雷雨，舜行不迷。堯以爲聖」。
- ⑨ 賓于四門『尚書』堯典に、「賓于四門，四門穆穆」。孔傳に、「穆穆，美也。四門，四方之門。舜流四凶族，四方諸侯來朝者，舜賓迎之，皆有美德，無凶人」。

⑩ 選林木入于大麓 『尚書』舜典に、「納于大麓、烈風雷雨弗迷」。孔傳に、「麓、錄也。納舜使大錄萬機之政。陰陽和、風雨時、各以其節不有迷錯愆伏。明舜之德合於天」。

⑪ 舜既嗣位云云 『列女傳』に、「舜既嗣位、升爲天子、娥皇爲后、女英爲妃、封象于有庠、事瞽叟猶若焉。天下稱二妃聰明貞仁。舜陟方、死於蒼梧、號曰重華。二妃死于江湖之間、俗謂之湘君。君子曰、二妃德純而行篤。詩云、不顯惟德、百辟其刑之、此之謂也」。

⑫ 封象于有庠 舜が象を有庠に封じたことは、『孟子』萬章篇上に見える。「萬章曰、象至不仁、封之有庠、有庠之人奚罪焉。仁人固如是乎。(中略)『孟子』曰、仁人之于弟也、不藏怒焉、不宿怨焉、親愛之而已矣。親之欲其貴也、愛之欲其富也。封之有庠、富貴之也。身爲天子、弟爲匹夫、可謂親愛之乎」。

⑬ 舜陟方死于蒼梧 『尚書』舜典に、「舜生三十徵庸、三十在位、五十載陟方乃死」。孔傳に、「方、道也。舜即位五十年、升道南方巡守、死於蒼梧之野而葬焉」。『史記』五帝本紀に、「踐帝位三十九年、南巡狩、崩於蒼梧之野」。『山海經』海內南經に、「蒼梧之山、帝舜葬于陽、帝丹朱葬于陰」。郭璞注に、「即九疑山也。『禮記』亦曰、舜葬蒼梧之野也。『禮記』は、檀弓上。なお、卷一興王篇9には、舜の死に關して次のような傳承を記す。「入九疑山、置銅劍一枚、化爲磔。今濟南歷城有祠、太陽山有虞氏三石闕也」。

⑭ 重華 舜が「重瞳」つまり二つの瞳を持っていたという傳説

も考慮すべきだろう。『史記』項羽本紀に、「太史公曰、吾聞之周生曰、舜目蓋重瞳子」。集解に、「尸子曰、舜兩眸子、是謂重瞳」。『宋書』符瑞志上に、「目重瞳子、故名重華」。

⑮ 二女死于江湖之間也 『列女傳』にもとづく。注⑩參照。『楚辭』「九歌」に「湘君」「湘夫人」の二篇があり、王逸注は湘君を湘水の神、湘夫人を舜の二妃とする。韓愈「黃陵廟碑」はそれを駁して、湘君は舜の正妃である娥皇を、湘夫人は妹の女英を指すとし、洪興祖や朱熹もその説を襲う。

2 湯妃、有莘氏之女也<sup>①</sup> 殷湯娶爲妃、生三子太丁・仲壬・外丙。亦明教訓、致其功。太丁早卒、丙・壬嗣登大位。<sup>③</sup> 妃領九嬪、後宮有序、咸無妬媚逆理之人。伊尹爲之滕臣、<sup>④</sup> 與之入殿、卒致王功。君子謂有莘明而有序。詩云、「窈窕淑女、君子好逑」<sup>⑦</sup>、言賢女爲君子和好衆妾、其有莘之謂也。

湯妃は、有莘氏のむすめである。殷の湯王が娶つて妃とし、太丁・仲壬・外丙の三子を生んだ。やはり子どもも教育によく通じていて、その効果を擧げた。太丁は早く亡くなり、外丙と仲壬は父の後を繼いで帝位に登った。湯妃はあまたの側室を統率して、後宮に秩序をもたらし、嫉妬か

ら道理を踏み外す者はいなかった。伊尹はその付き人として、共に殷に入り、ついに湯王に王者の功業をなさしめた。君子は、有莘氏のむすめは賢明で秩序を致したと評價する。「詩」に「窈窕な淑女は、君子の好き速つれあい」とあるのは、賢明な女性が君子のためにそばめたちを仲むつまじくさせるという意味で、まさに有莘氏のむすめのことである。

〔校勘〕

「有莘」…各本とも「有嫫」に作るが、興王篇11に伊尹のことを「有莘氏媵臣」というのに従い、改める。「王」…底本は「任」に作るが、『史記』殷本紀や『列女傳』等により改める。以下二箇所「有莘」も同じ。下の「王」は底本もそのまま。「媚」…四庫本↓「媚」。「王」…四庫本↓「至」。

〔注〕

① 湯妃云云 この傳も『列女傳』卷一母儀傳「湯妃有嫫」の内容をほぼそのまま寫したものである。以下に末尾の頌を除く『列女傳』（四部叢刊本）の全文を挙げる。「湯妃有嫫者、有嫫氏之女也。殷湯娶以爲妃、生仲壬・外丙、亦明教訓、致其功。有嫫之妃湯也、統領九嬪、後宮有序、咸無妬媚逆理之人、卒致王功。君子謂、妃明而有序。詩云、窈窕淑女、君子好逑。言賢女能爲

君子和好衆妾、其有嫫氏之謂也」。『太平御覽』一三五皇親部一に引く『列女傳』は「有嫫」を「有莘」に作る。『史記』殷本紀も「有莘」。ここではそれに従う。

② 殷湯娶爲妃 『帝王世紀』（『太平御覽』三九七人事部三八敘夢）によれば、湯は有莘氏の媵臣である伊尹を聘しようとしたが、主君が手放さなため、有莘氏の君に婚姻を持ちかけたという。「湯乃求婚於有莘之君、有莘之君遂嫁女於湯、以摯（伊尹）爲媵臣」。『史記』殷本紀と異なることは、注⑥参照。また興王篇11注⑨参照。

③ 太丁早卒二句 この一段は四部叢刊本には記述を缺くが、『太平御覽』一三五及び三九七所引の『列女傳』に、「生三子太丁・外丙・仲壬、教誨有成。太丁早卒、丙・壬嗣登太位」。湯の三子について、『史記』殷本紀には次のようにある。「湯崩太子太丁未立而卒、於是適立太丁之弟外丙、是爲帝外丙。帝外丙即位三年、崩。立外丙之弟中壬、是爲帝中壬。帝中壬即位四年、崩。伊尹乃立太丁之子太甲」。

④ 九嬪『周禮』天官九嬪に、「九嬪掌婦學之灋、以教九御・婦德・婦言・婦容・婦功、各帥其屬、而以時御敘于王所」。また天子の側室の制について、『禮記』昏義にいう。「古者天子后立六宮、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻、以聽天下之內治、以明章婦順、故天下內和而家理」。

⑤ 咸無妬媚逆理之人 『史記』五宗世家の常山憲王舜の條に、「及憲王病甚、諸幸姬常侍病、故王后亦以妬媚不常侍病、輒歸

舍」。索隱に、「郭璞注『三蒼』云、媚、丈夫妒也。又云妒女爲媚。」

⑥ 伊尹爲之滕臣三句『史記』殷本紀に、「伊尹名阿衡。阿衡欲奸湯而無由、乃爲有莘氏媵臣、負鼎俎、以滋味說湯、致于王道。」

⑦ 窈窕淑女二句『詩』周南「關雎」に、「關關雎鳩、在河之洲。窈窕淑女、君子好逑」。前二句の毛傳に、「興也。關關、和聲也。雎鳩、王雎也。鳥摯而有別。水中可居者曰洲。后妃說樂君子之德、無不和諧、又不淫其色、慎固幽深、若關雎之有別焉。然後可以風化天下、夫婦有別則父子親、父子親則君臣敬、君臣敬則朝廷正、朝廷正則王化成」。鄭箋に、「摯之言至也。謂王雎之鳥、雌雄情意至然而有別」。また後二句の毛傳に、「窈窕、幽閒也。淑、善。逑、匹也。言后妃有關雎之德、是幽閒貞專之善女、宜爲君子之好匹」。鄭箋に、「怨耦曰仇。言后妃之德和諧、則幽閒處深宮、貞專之善女、能爲君子和好衆妾之怨者、言皆化后妃之德不嫉妬、謂三夫人以下」。

3 光烈陰后麗華<sup>①</sup>、南陽新野人也。初漢世祖適新野、聞后美、心悅之。後至長安、見執金吾車騎甚盛、因歎曰、「仕宦當作執金吾、娶妻當得陰麗華」。漢世祖時<sup>②</sup>、追爵諡陰貴人父爲宣恩侯。

金樓子譯注(五)(興膳)

光烈陰皇后麗華は、南陽新野の人である。はじめ、漢の世祖(光武帝)が新野に赴いたとき、后の美しさを聞いて、慕わしく思っていた。のち長安にやってきて、執金吾の車や騎馬のすばらしいのを見ると、感嘆していうには、「仕宦するなら執金吾、妻を娶るなら陰麗華だ」と。漢の世祖の時に、陰貴人の亡父に諡を追贈して宣恩侯とした。

〔注〕

① 光烈陰后麗華云云 この條は全面的に『後漢書』皇后紀上にもとづく。「光烈陰皇后諱麗華、南陽新野人。初、光武適新野、聞后美、心悅之。後至長安、見執金吾車騎甚盛、因歎曰、仕宦當作執金吾、娶妻當得陰麗華。更始元年六月、遂納后於宛當成里、時年十九」。李賢注に、「諡法」曰、執德遵業曰烈。「東觀記」、有陰子公者、生子方、方生幼公、公生君孟、名陸、卽后之父也。今世本陸作陸」。

② 世祖 世祖光武帝については、興王篇16参照。

③ 執金吾 京師を巡察して、治安を司る長官。『漢書』百官公卿表上に、「中尉、秦官、常徹循京師。有兩丞・候・司馬・千人。武帝太初元年更名執金吾」。顏師古注に、「應劭曰、吾者、禦也。掌執金革以禦非常。師古曰、金吾、鳥名也。主辟不祥。天子出行、職主先導、以禦非常、故執此鳥之象、因以名官」。

『續漢書』百官志四に、「執、金吾一人、中二千石。本注曰、掌宮外戒司非常水火之事。月三繞行宮外、及主兵器」。また、晉の崔豹『古今注』に、「漢朝執、金吾、金吾亦棒也。以銅爲之、黃金塗兩末、謂爲金吾。御史大夫・司隸校尉、亦得執焉」。

④ 漢世祖時二句 光武帝は即位後に陰氏を貴人とし、建武十七年（四一）に皇后郭氏を廢して、陰貴人を皇妃に立てた。『後漢書』皇后紀上に、「光武即位、令侍中傅俊迎后、與胡陽・寧平主諸宮人俱到洛陽、以后爲貴人。帝以后雅性寬仁、欲崇以尊位、后固辭、以郭氏有子、終不肯當。故遂立郭皇后。（中略）十七年、廢皇后郭氏而立貴人」。ここに「陰貴人父」とあるのは、まだ皇后に立てられる前のことだからである。皇后紀には、「其追爵諡貴人父陸爲宣恩哀侯」とある。陰氏の父の名「陸」を、『東觀漢記』は「陸」に作ることを、注①参照。

5 漢明德馬皇后、身長七尺二寸、方口美髮。

漢の明德馬皇后は、身長七尺二寸、四角な口で美しい髪をしていた。

〔注〕

① 漢明德馬皇后云云 この條も『後漢書』皇后紀上の記述をそ

のまま襲う。ただ、傳として餘りにも短いのは、前後の文が伏した可能性がある。皇后紀にいう。「明德馬皇后諱某、伏波將軍援之小女也。少喪父母」。父の馬援は、『後漢書』卷二四に傳が立てられている。十三歳のとき、選ばれて太子の宮に入り、明帝の永平三年（六〇）、皇后に立てられた。

② 身長七尺二寸二句 『後漢書』皇后紀上に、「身長七尺二寸、方口美髮。能誦『易』、好讀『春秋』『楚辭』、尤善『周官』『董仲舒書』。云云」。七尺二寸は、約一六五センチ。『太平御覽』一三七皇親部三に、その原據となる『東觀漢記』の記事が見える。

6 梁宣修容、本姓石、揚州會稽上虞人。粵自周仕衛、入趙徙溫。有石化字士風者、與渤海諸石同出而異源。仕吳爲中書令、生鑑字子奇。曉仰觀、見知于王隱。游寓卒于歷陽。葬于會稽。王父元恭、宋昇明中、仕至武騎常侍。考靈寶、齊永明中、爲奉朝請。

梁の宣修容は、本姓を石といい、揚州の會稽郡上虞縣の人である。「先祖は」周から衛に仕え、趙に入つて温に移つた。石化、字は士風なる者がいて、渤海の諸石氏と同じ



出身ながら、源を異にしていた。吳に仕えて中書令となり、鑑、字は子奇を生んだ。鑑は天文の觀察によく通じていて、「晉の」王隱の知遇を得た。各地を流寓したのち歴陽で亡くなり、會稽に葬られた。祖父の元恭は、宋の昇明年間（四七七～四七九）に、朝に仕えて武騎常侍に至った。父の靈寶は、齊の永明年間（四八二～四九三）に、奉朝請となった。

〔注〕

- ① 梁宣修容云云 梁宣修容傳は、著者蕭繹が自分の母の生涯をたどるもので、その記述の基礎となった原資料はもちろん未發見であり、本稿の各注もあくまで部分的な傍證あるいは裏づけに過ぎない。最初の一段は、母の本姓石氏の源流をたどる。『梁書』七高祖阮修容傳に、「高祖阮修容諱令羸、本姓石、會稽餘姚人也。『南史』一二皇妃傳下も同じ。『修容』は、天子の側室の位で、「九嬪」の一つ。2 湯妃注④參照。『南齊書』二〇皇后傳の序に、「六宮位號、漢魏以來、因襲增置、世不同矣。建元元年、有司奏置貴嬪・夫人・貴人爲三夫人、脩華・脩儀・脩容・淑妃・淑媛・淑儀・婕妤・容華・充華爲九嬪、美人・中才人・才人爲散職」。
- ② 揚州會稽上虞人 「揚州」は、都建康を中心とする南朝の中

樞部で、東は長江下流の現上海一帯から、南は浙江省全域に及ぶ。『南齊書』一四州郡志四に、「揚州京輦神皇」とあり、丹陽郡・會稽郡など八郡を有する。「上虞」は、會稽郡の十郡の一つ。現在の浙江省上虞縣。

- ③ 粵自周仕衛云云 以下は、石氏の系譜を遠祖に遡ってたどる。「粵」は、發語の辭。唐の林寶『元和姓纂』一〇に、「石、衛大夫石碯之後。又石駘仲、衛大夫、生石祁子、見『左傳』。『禮記』、楚有石奢。鄭石癸、癸字甲父。周石速。漢石商、石奮。奮生建・慶、號萬石君。また、宋の鄭樵『通志』二七氏族略三「衛人字」に、「石氏、姬姓。靖伯之孫石碯、有大功於衛、世爲衛大夫。齊有石之紛如、楚有石奢・石乞、鄭有石申父・石癸・石楚・石制・石首・石匏、周有石速・石張・石尙、漢有石奮、生建・慶、號萬石君。五代石氏建國、號晉。又烏石蘭氏、改爲石氏」。
- ④ 入趙徙溫 漢の石奮についていう。『漢書』四六萬石君石奮傳に、「萬石君石奮、其父趙人也。趙亡、徙溫。顏師古注に、「溫、河内之縣」。
- ⑤ 有石化字士風者 石化は傳未詳。
- ⑥ 與渤海諸石同出而異源 渤海の石氏については、『元和姓纂』一〇に、「渤海」奮裔孫苞、晉司徒・樂陵公、生喬・統・越・峻・儁・嵩。統孫瑛、趙司空、五代孫眷。唐虞部郎中。『晉書』三三三石苞傳に、「石苞字仲容、渤海南皮人也。（中略）有六子、越・喬・統・峻・儁・崇。以統爲嗣。第六子の

- 「崇」はよく知られており、『元和姓纂』が「嵩」に作るのは誤り。
- ⑦ 生鑑字子奇『晉書』四四に石鑿傳があるが、「石鑿字林伯、樂陵厭次人也」とあり、また魏に仕えて尙書郎・侍御史・尙書左丞・御史中丞を歴任したところからしても、ここにいる石鑑とは別人であろう。
- ⑧ 晁仰觀 天文の觀察に長じていたことをいう。『易』繫辭傳下に、「古者包犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、觀鳥獸之文與地之宜、近取諸身、遠取諸物、於是始作八卦」。
- ⑨ 王隱『晉書』八二王隱傳に、王隱字處叔、陳郡陳人也。(中略)隱以儒素自守、不交勢援、博學多聞、受父遺業、西都舊事多所諳究。東晉の初年に、著作郎となり、晉史の撰述に携わった。しかし、父銓の遺業を繼いで著わした私撰の『晉書』は、本傳に「其書次第可觀者、皆其父所撰、文體混漫義不可解者、隱之作也」と評されるように、評判がよくない。
- ⑩ 游寓卒于歷陽二句 歷陽は、『南齊書』州郡志上では、南豫州に屬する郡の一つで、その中に歷陽縣がある。現在の安徽省和縣。歷陽で客死し、本貫の會稽に葬られた。
- ⑪ 王父元恭 王父は、祖父をいう。『禮記』曲禮上に、「祭王父曰皇祖考」。疏に、「王父、祖父也」。また『爾雅』釋親に、「父爲考、母爲妣。父之考爲王父、父之妣爲王母」。郭璞注に、「如王尊之」。元恭の傳は未詳。
- ⑫ 宋昇明中 昇明は、宋の順帝の年號。四七七年七月〜四七九年五月。
- ⑬ 武騎常侍 『宋書』百官志下に「無員。漢西京官。車駕游獵、常從射猛獸。後漢・魏・晉不置。宋世祖大明中、復置。比奉朝請」。
- ⑭ 考靈寶三句 『梁書』宣脩容傳に、「承聖二年、追贈太后父齊故奉朝請靈寶散騎常侍・左衛將軍、封武康縣侯、邑五百戶。母陳氏、武康侯夫人」。『南史』皇妃傳下にも同内容の記事がある。
- ⑮ 齊永明中 永明は、南齊武帝の年號。四八二年三月〜四九三年七月。
- ⑯ 奉朝請 外戚等に與えられた名目ばかりの官位。『宋書』四〇百官志下に、「奉朝請、無員、亦不爲官。漢東京罷省三公・外戚・宗室・諸侯、多奉朝請。奉朝請者、奉朝會請召而已。晉武帝亦以宗室外戚爲奉車・駙馬、騎都尉、而奉朝請焉。元帝爲晉王、以參軍爲奉車都尉、掾屬爲駙馬都尉、行參軍・舍人爲騎都尉、皆奉朝請。後省奉車・騎都尉、唯留駙馬都尉・奉朝請。永初已來、以奉朝請選雜、其尙主者唯拜駙馬都尉」。また、『南齊書』一六百官志に、「永明中、奉朝請至六百餘人」。
- 修容誕中粹之至和、涵祥明之純氣、賢明之稱、女師之德、<sup>17)</sup>言爲閨門之則、行爲椒蘭之表。<sup>18)</sup>以升明元年丁巳六月十一日<sup>19)</sup>生。生而紫胞、<sup>20)</sup>朝請府君以爲靈異。年數歲、能誦三都賦、<sup>21)</sup>五經指歸、<sup>22)</sup>過目便解。同生弟妹各二人、爲家之長。朝請永

明之朝、密勿王事、與茹法亮・紀僧眞對直、多在禁省、不得休外、處分家計、專以仰委、號爲女王。拊循弟妹、閨門輯睦。<sup>30</sup>

修容は純粹の和氣を育み、明敏の性質を湛え、賢明の稱贊、女性の師表たる徳を備えて、ことばは家中の手本となり、行ないは後宮の模範となった。「宋の」昇明元年丁巳の歳（四七七）の六月十一日に誕生した。紫の胞に包まれて生まれたので、父の朝請府君は靈妙不可思議なことと思つた。數歳でよく「三都の賦」を誦んじ、五經の要旨も、一目見てすぐに理解した。同生の弟と妹が二人ずつあり、修容は一家の長であつた。父奉朝請は永明年間、朝政に勵んで、茹法亮・紀僧眞と共に夜を徹して勤務し、禁中に在ることが多く、休暇を取るいとまもなかつたので、家庭内の切り盛りは、もっぱら修容に委ねて、彼女は女王と呼ばれてゐた。弟や妹をいつくしんで、家族は睦まじかつた。

### 〔注〕

- ①7 女師之徳 「女師」は、女性を教育する女性の家庭教師。「詩」周南「葛覃」に、「言告師氏、言告言歸」とあり、その毛傳に、「師、女師也。古者女師教以婦徳・婦言・婦容・婦功」。
- ①8 行爲椒蘭之表 「椒蘭」は、椒房の意。「文選」一漢の班固「西都賦」に、「後宮則有掖庭・椒房、皇妃之室」。同一「魏の何晏「景福傳賦」に、「椒房之列、是準是儀」。李善注に、「漢舊儀」曰、皇后稱椒房。「表」は、儀表。
- ①9 以升明元年丁巳六月十一日生 「升明」は、「昇明」。前段注⑫参照。「丁巳」つまり巳年の生まれであることを阮修容自身がよく承知していたことは、この傳の後半部に記される逸話によつても裏づけられる（二二六ページ参照）。
- ②0 生而紫胞 『南史』八梁本紀下には、元帝の出生を述べて、「天監七年八月丁巳生帝、舉室中非常香、有紫胞之異。武帝奇之、因賜采女姓阮、進爲修容」とある。
- ②1 三都賦 三國の魏・吳・蜀の三都を詠じた、晉の左思の作品で、人人が争つて書寫したため、洛陽の紙價を高めたという故事（晉書）文苑傳）で有名。後世ではもっぱら『文選』所收のテクストによつて讀まれるが、古くは獨立して行なわれてゐた。『隋書』經籍志集部總集類に、「張載及晉侍中劉逵・晉懷令衛權注左思三都賦三卷」、また「慕容蓬注三都賦三卷」が梁の書目に存したことが注記される。阮修容はおそらくこうしたテクストによつて讀んだと思われる。

②④ 五經指歸 五經の要諦の意に解しておくが、四字を書名と解して、五經の要旨をまとめた初學のための入門書を指す可能性もある。たとえば『隋書』經籍志經部論語類に、梁の戴逵の『五經大義』三卷、周の樊文深『五經大義』十卷、何妥の『五經大義』五卷などがあるように。「指歸」の語を含む書には、隋の劉善經『四聲指歸』のような例がある。ただし、その名の書は『隋書』經籍志には見えない。

②③ 密勿王事 「密勿」は疊韻の語で、努め勵むさま。『漢書』三六楚元王傳附劉向傳に、「君子獨處守正、不撓衆枉、勉彊以從王事則反見憎毒讒慝、故其詩曰、密勿從事、不敢告勞。無罪無辜、讒口嗾嗾」。顏師古注に、「此小雅十月之交篇、刺幽王之詩也。密勿猶勉勉從事也。嗾嗾、衆聲也。言己勉勉從事、不敢自陳勞苦、實無罪辜、而被讒譖嗾嗾然也」。ただし、『詩』の本文は「勉勉從事」に作る。

②④ 茹法亮・紀僧眞 茹法亮は、吳興武康の人。南齊の太祖高帝・世祖武帝の幸臣で、一時にときめいた。官位は大司農に至った。紀僧眞は、丹陽建康の人。やはり高帝・武帝に重用され、明帝の世に寧朔將軍・宣城太守に至った。傳は共に『南齊書』五六倅臣傳・『南史』七七恩倅傳にある。父靈寶は、おそらく彼ら二人の下僚として仕えていたのであろう。

②⑤ 對直 『南齊書』四二江祐傳に、「與蕭誅對、直東府省内」とあるように、本義は向き合って宿直することであらう。

②⑥ 不得休外 「休外」の用例は少ないが、官吏が休暇を取るこ

とに違いない。『南史』四七荀伯玉傳に、「每暫休外、軒蓋填門」。

②⑦ 仰委 全面的に任せきること。『北史』三二高乾傳に、「門下之事、一以仰委」の用例がある。

②⑧ 號爲女王 『三國志』五魏書文德郭皇后傳に、「文德郭皇后、安平廣宗人也。祖世長吏。后少而父永奇之曰、此乃吾女中王也。遂以女王爲字」。

②⑨ 拊循 いつくしむ。『荀子』富國篇に、「垂事養民、拊循之、呪嘔之」。楊倞注に、「拊與撫同。撫循、慰悅之也」。

③⑩ 輯睦 『左傳』僖公十五年に、「諸侯聞之、喪君有君、群臣輯睦、甲兵益多」。また成公十六年に、「若群臣輯睦以事君多矣」など。

隆昌元年<sup>③①</sup>、齊世祖因荀昭華薦<sup>③②</sup>以入宮。時值少主失德<sup>③③</sup>、好爲虐戲、手刺禽鳥、必斂容正色。少主非直深加嚴懼、乃反賜金錢<sup>③④</sup>、前後無算。每對之而泣、人問之故、答曰、「朝請府君、陳夫人在家、供奉未足、用此何爲」。有諸尼入臺齋會、乃密以達之、徑寄南金數百兩還家、此人仍負之而趨。其人後肉袒銜璧<sup>③⑦</sup>、乃云不憶有此。

「齊の」隆昌元年（四九三）、齊の世祖武帝は荀昭華の推薦で「修容を」後宮に入れた。時に少主（鬱林王昭業）は素行が修まらず、悪ふざけを好んで、手ずから鳥を刺したりしたが、「修容はそれを見ると」きつと表情を引き締めた。少主は「修容を」深く忌みはばかるだけでなく、反って金銭をばらまくこと、前後に敷えきれぬほどだった。修容はその度に目の前で涙を流した。人がそのわけを尋ねると、答えていうには、「父朝請府君、母陳夫人が家に居られるのに、十分な孝養を盡くせずにあります、こんなことどうなりましょう」と。尼僧たちが齋戒のため宮中に入ったとき、密かにその意を傳えたので、ただちに南金數百兩を託して「修容を」家に歸したが、ことづかった人はそれを持ったまま姿をくりました。その人はのちに肌脱ぎになり玉を銜んで「恭順の意を表し」、そのようなことをした憶えはないといった。

〔校勘〕

「加」抄本作「必」、塗改爲「心」。謝校↓「加」。「徑」抄本↓「經」。

金樓子譯注（五）（興膳）

〔注〕

③1 隆昌元年云云 「阮修容が荀昭華の推舉で後宮入りしたことは、『梁書』『南史』には記されていない。『隆昌』は、世祖武帝を嗣いだ鬱林王昭業の年號で、四九三年七月～四九四年七月。武帝の意思で後宮に入ったとすれば、正確には年號が隆昌に改まる前、武帝の在世中のことだったはずである。

③2 荀昭華 齊の武帝の寵姫。『南史』四四齊武帝諸子傳に、「南康王子琳字雲璋、武帝第十九子也。母荀昭華、盛寵、後宮才人位登采女者、依例舊賜玉鳳凰、荀時始爲采女、得玉鳳凰投地曰、「我不能例受此」。武帝乃拜爲昭華。子琳以母寵故最見愛」。

③3 時值少主失徳云云 少主鬱林王昭業は、文惠太子長懋の長子で、武帝の嫡孫。武帝の急逝したあと、二十歳そこそこで帝位に登った。無軌道な素行と國費の亂費で、財政を疲弊させ、わずか一年の在位で、實力者西昌公蕭鸞（後の明帝）に殺された。『南齊書』四鬱林王本紀、「南史」四齊本紀下。その亂行ぶりは先の箴戒篇63、71に描かれている。同注參照。

③4 手刺禽鳥 箴戒篇68に、「齊鬱林王既嗣位、嘗夜中與宦者共刺鼠、至曉、皆用金銀釵」とある。「刺禽鳥」もその種の遊戲か。

③5 乃反賜金錢二句 鬱林王の亂費については、箴戒篇70にも、「齊鬱林王既嗣位、賞賜無度」とあり、その實態が詳しく示される。「無算」は、敷え切れないほどの意。

③6 南金 南方で産出する良質の銅。『詩』魯頌「泮水」に、「元

龜象齒、大賂南金」。毛傳に、「賂、遺也。南謂荆揚也」。こゝでは銅貨をいう。

③7 肉袒銜璧 「肉袒」は、肌脱ぎをして、謝罪の意を示す動作。『史記』廉頗閼相如列傳に、「廉頗聞之、肉袒負荊、因賓客至。閼相如門謝罪。索隱に、「肉袒者、謂袒衣而露肉也」。「銜璧」は、璧玉を口に含み、恭順の意を示す。『左傳』僖公六年に、「冬、蔡穆侯將許僖公以見楚子於武城。許男面縛銜璧、云云」。

及建武之時、始安王遙光聘焉。③8 專掌內政、承上接下、④0 莫不得中。④1 遙光妃王氏不被禮遇、每因哂戲之際、同類多侮慢王氏、修容每盡禮謹肅。王氏恆醺酒醉地曰、「將使自天祐之、吉無不利」。東昏之世、④4 就遙光求金、既而獻之、乃從容諫曰、「盜憎主人、民惡其上。生于亂世、將使貴人能貪無厭之求、不如早而勿與」。遂不見信。後遙光還東第、④6 又諫曰、「駟馬高蓋、其憂實重。少主貪虐、不過欲得州城、不如稱老歸第、于事爲善。若其不爾、悔將何及」。又不納。及遙光破敗之後、其子詡等竝多躓弊、悉皆瞻卹、飢寒俱解。

〔齊の〕建武年間（四九五〜四九八）になって、始安王遙

光が「修容を」後宮に招き入れた。修容は後宮内の一切をとりしきり、上の意を承け下の意をくんで、すべて適正に處理した。遙光の妃王氏は禮遇を受けておらず、後宮の内 でふざけあう際には、王氏がとかく朋輩の侮蔑の對象になつていたが、修容は常に禮義を盡くしてきちんと王氏に接していた。王氏はいつも酒を滴らせて地に注ぎ、「天があなたを祐け賜いて、幸多からんことを」と祈つた。東昏侯の時代に、「帝が」遙光に金をせびつてきて、それを献上したあと、修容はおつとりと諫めていうには、「盗人はかえつて主人を憎み、民は支配者を厭います。この亂世に生まれあわせて、貴人の飽くなき要求を満たすよりは、いっそ何も差し上げないで下さい」。それは受け入れられなかつた。その後、遙光が東邸に還つてくると、また諫めていうには、「權勢家というものは、まことに憂いの多いものです。少主（東昏侯）は貪欲でむごいお方ですが、領地をほしがつておられるだけです。老いを口實にお邸に引きこもられるのが、いちばん良いでしょう。そうしなければ、のちのち後悔なさいます」。それも聞き入れられなかつた。

遙光が謀反に失敗したあと、その子の詔等は、みなひどく困窮していたが、「修容が」援助してやったおかげで、飢えや凍えから免れた。

〔校勘〕

「妃」…底本↓「非」。四庫本同。據抄本改。「卹」…抄本↓「事」。

〔注〕

③⑧ 建武之時 建武は、齊の明帝の年號。四九四年十月～四九七年十二月。

③⑨ 始安王遙光聘焉 『梁書』七阮修容傳に、「齊始安王遙光納焉。遙光敗、入東昏宮」。『南史』一二二皇妃傳下にも同じ記事がある。始安王遙光（四六八～四九九）は、齊太祖高帝蕭道成の次兄道成の孫で、明帝蕭鸞の甥に當たる。『南齊書』四五本傳に、「遙光字元暉、生有覽疾、太祖謂不堪奉拜祭祀、欲封其弟、世祖諫、乃以遙光襲爵」。明帝の治世に、帝の片腕として重きをなし、高帝・武帝直系の子孫を誅殺するなど、恐怖政治を布いた。明帝の没後、東昏侯を輔佐したが、自ら廢立を企てて失敗し、殺された。『南史』四一にも傳がある。

④⑩ 承上接下 『漢書』三三韓王信傳に、「爲人寬和自守、以溫顏遜辭、承上接下、無所失意、保身固寵、不能有所建明」。かつて梁元帝に仕えた顏之推『顏氏家訓』勉學篇にも、「但知承上

接下、積財聚穀、便云我能爲相」の例がある。

④① 得中 ほどよい調和のとれていること。『文選』一九、魏の曹植「洛神賦」に、「襪織得衷、脩短合度」。衷は中と同じ。

④② 醜酒醜地 酒を濾して地に注ぎ、祈りのことばをとる。『漢書』九七外戚傳下の孝元傳昭儀傳に、「爲人有材略、善事人、下至宮人左右、飲酒醜地、皆祝延之」。顏師古注に、「醜、以酒沃地也。祝延、祝之使長年也」。また『後漢書』六五張奐傳に、「羌豪帥感奐恩德、上馬二十匹、先零酋長又遺金鏃八枚。奐竝受之、而召主簿于諸羌前、以酒醜地曰、使馬如羊、不以入厰、使金如粟、不以入懷。悉以金馬還之」。

④③ 將使自天祐之二句 『易』繫辭傳上に、「是以自天祐之、吉無不利」。また、「易曰、自天祐之、吉無不利。子曰、『祐者、助也。天之所助者順也。人之所助者信也。履信思乎順、又以尚賢也。是以自天祐之、吉無不利也』」。『將使』は、かくあれかしと期待をこめて願う句端の連語で、空海『文鏡秘府論』北卷「句端」では、「方當」「方使」「庶使」「庶當」等と竝べて、次のように解説する。「右竝勢有可然、期於終也。謂若敘其事形勢、方「終當」如此」。

④④ 東昏之世云云 東昏侯蕭寶卷は、明帝の第二子で、齊の第六代皇帝。在位四九八年七月～五〇一年三月。箴戒篇72～79に記事が見える。同72注①参照。

④⑤ 盜憎主人二句 『左傳』成公十五年に、「初伯宗每朝、其妻必戒之曰、『盜憎主人、民惡其上。子好直言、必及於難』」。盗人

が主人を憎むのは理不盡だが、人はもともと自分に都合の悪い存在を嫌うものだということ。おそらく古代の箴言であろう。

『列女傳』三仁智傳の「晉伯宗妻」でも、このことがそのまゝ引かれる。

④6 後遙光還東第 『南齊書』七東昏侯紀に、「永元元年八月丙辰、揚州刺史始安王遙光據東府反、誥曲赦京邑、中外戒嚴」とあり、「東府」が「東第」を意味する。

④7 駟馬高蓋 『漢書』七五于定國傳に、「始定國父于公、其閭門壞、父老方共治之。于公謂曰、「少高大閭門、令容駟馬、高蓋車。我治獄多陰德、未嘗有所冤、子孫必有興者」。

④8 及遙光破敗之後 注④6に引いた『南齊書』東昏侯紀永元元年八月の條には、續けて以下のようにある。「尙書令徐孝嗣以下屯衛宮城。遣領軍將軍蕭坦之率六軍討之。戊午、斬遙光、傳首」。

④9 其子詔等竝多躓弊 『南齊書』始安王遙光傳に、「詔斂葬遙光屍、原其諸子。追贈柔天愛輔國將軍、梁州刺史。以江陵公寶覽爲始安王、奉靖王後。永元二年、爲持節・督湘州・輔國將軍・湘州刺史」。

天監元年、選人爲露采女、賜姓阮氏、進位爲修容。於是辨物書數、詔獻種桂。初習淨名經義、備該元理、權實之道、妙極沙門。末持雜阿毘曇心論、精研無比、一時稱首。三十

年中、恆自講說、自爲雜心講疏、廣有宏益。繹始習方物名、示以無誑。及在幼學、親承慈訓、初受孝經・正覽・論語・毛詩。及隨繹數番、指以吏道、政無繁寡、皆荷慈訓。時值水旱、變食深憂。居常儼敬、無喜愠之色、恭儉仁恕、未嘗疾言親指。至于醴醢品式、衣裳製度、家人有善、莫不仰則。

『梁の』天監元年（五〇二）、采女に選ばれて後宮入りし、阮氏の姓を賜つて、修容に昇進した。事物の辯別や書・數「に長じていたので」、敕命によつて種や桂を献上する役目を仰せつかった。かねてより『淨名經』（『維摩經』）に精通して、その玄妙な眞理をよく理解し、佛法の教えに關しては、僧侶の域を極めていた。のちには『阿毘曇心論』を護持し、比類なきまでに奥義を極めて、當時の第一人者と稱された。三十年の間、つねに自らその講義を行なつて、『阿毘曇心論講疏』を著わし、宏大な利益を廣くもたらした。私が各地の物産の名を習いはじめたころには、正確に教示をいただいた。幼兒期の學習では、親しく母の訓育を受けて、初めて『孝經』『正覽』『論語』『毛詩』を



學んだ。私に随っていくつかの藩に赴いた際には、爲政の道を指し示して、政務の繁簡にかかわらず、みな母の教えを忝くした。洪水や旱魃が生じると、食事を質素に改めて、深く憂慮した。日常はいつも慎み深く、喜怒の感情を露わにせず、恭しくつましやかで思いやりがあり、早口で話したり指さしをしたりといった「たしなみのなさ」は少しもなかった。酒に關する作法や、衣裝の制度について、家人に詳しい者があれば、必ず教えを仰いだ。

### 〔校勘〕

「於」…抄本↓「于」。「製」…四庫本↓「制」。

### 〔注〕

⑤0 天監元年云云 『梁書』七高祖阮修容傳に、「建康城平、皇祖納爲綵女。天監七年八月、生世祖、尋拜爲修容、常隨世祖出蕃。『南史』一二后妃傳下にも、「建康城平、爲武帝采女。在孕、夢龍罩其牀。天監七年八月、生元帝于後宮。是日大赦。尋拜爲修容、賜姓阮氏。嘗隨元帝出蕃。これらによれば、繹を出生後に修容の地位を賜ったことになる。梁武帝が阮修容を見そめたいきさつに關しては、以下の如く『南史』梁本紀下が、

金樓子譯注(五)(興膳)

宮廷祕話めいた話を載せている。「既而帝母在采女次侍、始褰戶幔、有風回裾、武帝意感幸之。采女夢月墮懷中、遂孕。天監七年八月丁巳、生帝、舉室中非常香、有紫胞之異。武帝奇之、因賜采女姓阮、進爲修容」。なお、徐妃の生んだ子は蕭繹一人のみである。

⑤1 露采女「露」字は、意味不明。許逸民校箋は、下文に「季妹爲臺采女」(一一一ページ)とあるところから、「臺」字に改めて解する。「采女」の由来については、『後漢書』皇后紀の論に、「及光武中興、斲彫爲朴、六宮稱號、唯皇后・貴人。貴人金印紫綬、奉不過粟數十斛。又置美人・宮人・采女三等、竝無爵秩、歲時賞賜充給而已。』『文選』四九「後漢書皇后紀論」の李善注には、應劭「風俗通」を引いている。「采女、案、采者、擇也。以歲八月、雒陽民、遣中大夫與掖庭丞及相工、閱視童女、年十三以上、二十以下、長壯妖絜有法相者、載入後宮」。この引用部分はほぼそのまま『後漢書』に取り入れられている。

⑤2 辨物書數「辨物」は、事物を分類區別して、互いに雜じりあわないようにすること。『易』同人卦の象傳に、「天與火、同人。君子以類族辨物」。王弼注に、「君子小人、各得所同」。また未濟の象傳にも、「火在水上、未濟。君子以慎辨物居方」。王弼注に、「辨物居方、令物各當其所也。』『書數』は、禮・學・射・御と共に「六藝」に數えられる必須の教養。『周禮』地官司徒に、上記の順に記され、鄭玄注に、「書、六書之品。數、九數之計」。

⑤3 詔獻種稔 「種稔」は、稻の晩稻と早稻。『周禮』天官冢宰の内宰に、「上春詔王后、帥六宮之人、而生種稔之種、而獻之于王」。注に、「六宮之人、夫人以下分居后之六宮者。古者使后宮藏種、以其有傳類蕃孳之祥、必生而獻之、示能育之、使不傷敗。且以佐王耕事、共禱郊也。鄭司農云、「先種後秋、謂之種。後種先孰、謂之稔。王當以耕種于藉田」。また、『文選』七、晉の潘岳「藉田賦」に、「后妃獻種稔之種、司農撰播殖之器、挈壺掌升降之節、宮正設門閭之蹕」。

⑤4 淨名經 『維摩所說經』、通稱『維摩經』のこと。「淨名」は、Vimalakṛtiの意譯。鳩摩羅什譯『維摩經』の僧肇注に、「什曰、『維摩詰、秦言淨名、即五百童子之一也。從妙喜國來遊此境』」。權實之道 文字通りには、「權」は假のもの、「實」は眞實のもの意。佛教では「權」を方便と同義に用い、さまざまな教えや智恵を「權」「實」の二類に分かつて考える。例えば『摩訶止觀』三下(大正藏四六)に、「權是權謀暫用還廢、實是實錄究竟旨歸」。しかし、いかなる基準で二類に分かつてかについては、各宗派によって異なる。ここでは「權」「實」を合わせて、佛教の教えの意に解しておく。

⑤6 妙極沙門 『文心雕龍』徵聖篇に、「夫鑒周日月、妙極機神」。また、同篇の贊に、「妙極生知、睿哲惟宰」。

⑤7 雜阿毘曇心論 阿毘曇(阿毘達磨)の要義をまとめた『阿毘曇心論』四卷をさらに増加した書。現存する最古の佛典目録である梁・僧佑の『出三藏記集』二(大正藏五五—一二b)に、

「雜阿毘曇心十三卷今闕。右一部、凡十三卷。宋文帝時、西域沙門伊葉波羅、以元嘉三年、爲北徐州刺史仲德、於彭城譯出。至擇品未竟。至八年更請三藏法師於京都校定」。また『雜阿毘曇心十四卷』。注に、「宋元嘉十年、於長干寺出。寶雲傳譯、其年九月訖」。『出三藏記集』一〇に、作者未詳の「雜阿毘曇心序」が收められる。『大唐內典錄』七(大正藏五五—三〇—a)では、「雜阿毘曇心論十二卷、二百八十紙、宋元嘉年、伊葉波羅共求那跋摩譯」とある。

⑤8 稱首 『文選』四八、漢の司馬相如「封禪文」に、「前聖所以永保鴻名而常爲稱首者、用此」。同四〇、梁の任昉「奏彈劉整」に、「是以義士節夫、聞之有立、千載美談、斯爲稱首」。

⑤9 方物名 各地方の物産の名稱。『尚書』旅獒に、「無有遠邇、畢獻方物。惟服食器用」。孔傳に、「天下萬國、無有遠近、盡貢其方土所生之物、惟可以供服食器用者、言不爲耳目華侈」。具體的には、『爾雅』釋地に、「東方之美者、有醫無閭之珣玕琪焉。東南之美者、有會稽之竹箭焉。南方之美者、有梁山之犀象焉。西南之美者、有華山之金石焉。西方之美者、有霍山之多珠玉焉。西北之美者、有崑崙虛之璆琳琅玕焉。北方之美者、有幽都之筋角焉。東北之美者、有斥山之文皮焉」とあるような、各地を特色づける物産。まず物の名を記憶させることが、幼時教育の最初の段階だったのであろう。

⑥0 示以無誑 『禮記』曲禮上に、「幼子常視毋誑」。鄭注に、「視、今之示字、小未有所知、常示以正物、以正教之、無誑欺」。

⑥1 幼學「禮記」曲禮上に、「人生十年曰幼、學」。鄭注に、「名曰幼時、始可學也。内則曰、『十年、出就外傳、居宿於外、學書計』。『禮記』内則では、「書計」を「書記」に作る。

⑥2 慈訓 母の教訓。『文選』五八、齊の謝朓「齊敬皇后哀策文」に、「閔予不祐、慈訓早違」。李善注に「晉中興書」を引いて、「祖肅太妃荀氏薨、顯宗詔曰、『朕少遭閔凶、慈訓無稟』」。

⑥3 初受孝經云云 『孝經』が『論語』と並ぶ初學の書であったことは、たとえば『梁書』の以下のような記述からも裏づけられる。八昭明太子傳に、「太子生而聰叡、三歲受『孝經』『論語』、五歲遍讀五經、悉能諷誦」。同二二鄱陽王恢傳に、「年七歲、能通『孝經』『論語』義、發擗無所遺」。同五〇文學傳下伏挺傳に、「挺幼敏寤、七歲通『孝經』『論語』」。

⑥4 正覽 『隋書』經籍志子部儒家類に、「正覽六卷、梁太子詹事周捨撰」とあるのが、それが、一種の教訓集のような書と思われる。「舊唐書」經籍志・『新唐書』藝文志にも著録される。

⑥5 吏道 官吏たる者の踏み行なう爲政の道。『史記』三〇平準書に、「吏道雜而多端、則官職耗廢」。『漢書』二四食貨志下にも同じ語がある。

⑥6 變食 ふだんとは食事のなかみを變える。『論語』郷黨篇に、「齋必變食、居必遷坐」。何晏集解に、「孔安國曰、改常食也」。以下、『論語』の語彙を頻用する。

⑥7 儼敬 『論語』子張篇に、「子夏曰、『君子有三變、望之則儼、然、即之也溫、聽其言也厲』」。また堯曰篇に、「君子正其衣冠、

尊其瞻視儼然、人望而畏之、斯不亦威而不猛乎」。

⑥8 無喜慍之色 『論語』公冶長篇に、「子張問曰、『令尹子文、三仕爲令尹、無喜色、三已之、無愠色。舊令尹之政、必以告新令尹、何如也』。子曰、『忠矣』。曰、『仁矣乎』。曰、『未知、焉得仁』」。

⑥9 恭儉仁恕 『論語』學而篇に、「子貢曰、『夫子溫良恭、讓以得之。夫子之求、其諸異乎人之求之與』」。また衛靈公篇に、「子貢問曰、『有一言而可以終身行之者乎』。子曰、『其恕乎。己所不欲、勿施於人也』」。『仁』が孔子の教えの基本となることはいままでもない。その一端を挙げれば、『論語』學而篇に、「孝弟也者、其爲仁之本與」。また、「子曰、『巧言令色、鮮矣仁』」。

⑦0 疾言親指 『論語』郷黨篇に、「升車、必正立執綬。車中不內顧、不疾言、不親指」。疏に、「不疾言不親指者、亦謂在車中時也。疾、急也。因車中既高、故不疾言。不親有所指、皆爲惑人也」。疏がいうように、本來は車中でのマナー。

⑦1 醴醢品式 「醴醢」は、稻や黍で醸造した甘酒。「禮記」内則に、「或以醢爲醴」。鄭注に、「釀粥爲醴」。また「禮記」玉藻に、「五飲、上水・漿・酒・醴・醢」。また『隋書』禮義志四に以下のような記事が見られるのを参照。「梁大同五年令、頃者敬進醢醢。已傳婦事之則、而奉盤沃盥、不行侯服之家」。「品式」は、『漢書』八宣帝紀に、「樞機周密、品式備具」。『文選』四六、宋の顏延之「三月三日曲水詩序」に、「章程明密、品式周備」。

先是丁朝請之憂<sup>74</sup>、毀瘠過禮<sup>75</sup>、見者不復能識。母陳氏繼而艱故<sup>76</sup>、攀號慟絕<sup>77</sup>、殊不勝哀。乃刻木爲二親之像、朝夕虔事。每歲時伏臘<sup>78</sup>、言必隨淚下。從母淨祭法師、常所供奉、及祭師遷神、孺慕過禮。異姓之服、禮不過緦、氣朔雖改、纏悲愈切。孝思不置<sup>79</sup>、繫此類歎<sup>80</sup>。

これより先、父奉朝請の逝去に當たつては、悲しみのため禮制を越えるまでに瘦せ細り、本人と識別できかねるほどであった。母陳氏が續いて亡くなると、遺體にとりすがつて慟哭し、哀しみに打ちひしがれた。そこで木を削つて兩親の像を作り、朝に夕につかえまつた。四季折り折りの祭祀に當たつては、一言發するたびに決まつて涙をこぼした。母方のおば淨祭法師には、平生からお仕えていたが、淨祭法師が亡くなると、過度なまでに哀悼の禮を盡くした。異姓の親戚の喪に服する際は、禮の規定では緦麻を越えることはないとされているのに、季節が改まつても、悲しみは綿綿としていつそう深まつた。盡きせぬ孝心とは、かくの如きさまをいうのだろうか。

〔注〕

⑦4 丁朝請之憂 「丁憂」は、父母の喪に遇うこと。『晉書』七五 袁悅之傳に、「始爲謝玄參軍、爲玄所遇、丁憂去職」。『宋書』沈懷文傳に、「丁父憂、新安郡送致豐厚」。

⑦5 毀瘠過禮 親の死を悲しむあまり、過度に瘦せ衰えるのは、禮の定めに反する。『禮記』曲禮上に、「居喪之禮、毀瘠不形、視聽不衰」。鄭玄の注に、「爲其廢喪事、形謂骨見」。その思想的な根據は、いうまでもなく『孝經』開宗明義章の、「身體髮肌、受之父母、不敢毀傷、孝之始也」にある。

⑦6 艱故 死を意味する。物故に同じ。ただし、その意味での用例は未見。

⑦7 攀號慟絕 『魏書』禮志四之三、安足王休等の表に、「伏謂陛下孝思烝烝、攀號罔極」。『南史』八梁本紀の論に、元帝の人と爲りを評して、「内積猜忌、外崇矯節、攀號之節、忍酷於踰年、定省之制、申請於木偶」。

⑦8 殊不勝哀 『南齊書』五五孝義蕭叔明傳に、「母病躬禱、夕不假寐、及亡、不勝哀而卒」。「殊」は、否定を強調する。

⑦9 乃刻木爲二親之像 卷四立言篇に、「又宣修容奉造二親像、朝夕禮敬、虔事孜孜、四十年中、聿脩功德、追薦繼孝、丁蘭無以尙此」。

⑧0 每歲時伏臘 「伏」は、舊曆六月のいわゆる「三伏」の時節で、最も暑い時期。夏祭りが行なわれる。「臘」は、冬至の後に行なわれる神や祖先をまつる祭祀。漢の楊惲の「報孫會宗

書」(『文選』四一)に、「田家作苦、歲時伏臘、烹羊炮羔、斗酒自勞」。李善注に、「漢書」曰、「秦穆公作伏祠」。孟康曰、「六月伏日也」。『風俗通』禮傳曰、「夏曰嘉平、殷曰清祀、周曰大蜡、故改曰臘」。秦穆公のことは、『漢書』郊祀志上に見える。その顔師古注に、「伏者、謂陰氣將起、迫於殘陽而未得升、故爲伏、因名伏日也。立秋之後、以金代火、金畏於火、故至庚日必伏庚、金也」。

⑦⑨ 從母淨祭法師 「從母」は、『爾雅』釋親の「宗族」に、「母之姉妹爲從母」。淨祭法師に關する詳細は不明。

⑧⑩ 遷神 佛語で、死をいう。たとえば、『出曜經』五無放逸品(大正藏四一六三七b)に、「遷神生天、受福無量」。『高僧傳』一四義解釋慧嚴傳(大正藏五〇一三六八b)に、「奄爾遷神、痛悼于懷」。

⑧① 孺慕 幼子が親を慕うように嘆き悲しむ。『禮記』檀弓下に、「有子與子游立、見孺子慕者。有子謂子游曰、「予壹不知夫喪之踊也。予欲去之久矣。情在於斯、其是也夫」。鄭玄注に、『喪之踊、猶孺子之號慕』。

⑧② 異姓之服二句 異姓の親戚の喪には總麻(粗い麻布で織った喪服)を着て、三か月間喪に服する。いわゆる小功で、「五服」の中で最も服喪期間が短い。『儀禮』喪服志に、「從母丈夫婦人報。傳曰、何以小功也。以名加也。外親之服、皆總也」。その鄭注に、「從母、母之姉妹。外親、異姓。正服不過總。丈夫婦人、姉妹之子、男女同」。

金樓子譯注(五)(興膳)

⑧③ 氣朔 氣候をいう。「氣」は、一年を二十四等分した一期間。二十四氣。「朔」は、月の初めのついたち。齊の王融「三月三日曲水詩序」(『文選』四六)に、「挈壺宣夜、辯氣朔於靈臺」。また宋の謝莊「宋孝武宣貴妃詠」(同五七)に、「移氣朔兮變羅納、白露凝兮歲將闌」。

⑧④ 孝思不匱 『詩』大雅「下武」に、「永言孝思、孝思維則」。毛傳に、「則其先人也」。鄭箋に、「長我孝心之所思、所思者其維則三后之所行、子孫以順祖考爲孝」。また大雅「既醉」に、「孝子不匱、永錫爾類」。毛傳に、「匱、竭、類、善也」。鄭箋に、「永、長也。孝子之行、非有竭極之時、長以與女之族類、謂廣之以教道天下也」。

⑧⑤ 繫此類歟 「繫」は、感嘆の語氣を示す發語の辭。『左傳』隱公元年に、「爾有母遺、繫我獨無」。杜預注に、「繫、語助」。

隨釋歸會稽<sup>⑧⑥</sup>、或謂衣錦歸鄉、古今罕例。詢求故實、瞻卹<sup>⑧⑦</sup>鄉黨、扶老携幼、竝沐恩猷<sup>⑧⑧</sup>。修容既在昆弟之長、撫育兩弟、備加訓戒。及兩弟云亡<sup>⑧⑨</sup>、諸姪十有餘人、皆稟規勗。有庶生之妹、愛均同產、及殞歿之後、收養諸甥、復隆恆日。季妹爲臺采女、每隔歲時、未有書翰、必流涕忘食。及采女告殞、因此感氣。孝乎惟孝<sup>⑧⑩</sup>、友于兄弟、實見斯言。抱孫之愛<sup>⑧⑪</sup>、垂慈尤篤。孫方諸<sup>⑧⑫</sup>・方等<sup>⑧⑬</sup>・方矩<sup>⑧⑭</sup>・方智<sup>⑧⑮</sup>・含貞<sup>⑧⑯</sup>・含介<sup>⑧⑰</sup>・含芷等、

爰自翦髻<sup>98</sup>、躬親襦育<sup>99</sup>。居家卹隱<sup>100</sup>、不嚴而治、御下以和、而傍無游手、刀尺綺縞<sup>101</sup>、各盡其業。方諸・含貞等婚嫁、皆躬自經始<sup>102</sup>。旬日之中、內外衆事、爰及禮儀、一時舉辦<sup>103</sup>。公家發遣<sup>104</sup>、啓臺悉停。外及饋人失禮<sup>105</sup>、接之彌篤。每語釋曰、「吾垂白之年<sup>106</sup>、雖親所聞見、然而德不孤<sup>107</sup>、必有鄰。且妬婦不憚破家<sup>108</sup>、況復甚於此者也」。于是愛接彌隆<sup>109</sup>。

私に付き添つて會稽に歸つたときは、錦を着て故郷に歸るのは、古今に類い希なことだと評判された。事實を跡づけてみれば、郷里への施し、老少への援助、いずれにも大きな慈しみが及ぼされた。修容は兄弟姉妹の最年長者として、二人の弟を養育し、こと細かに教え戒めた。弟二人が亡くなつたあと、その子どもたち十數人は、みな訓育を蒙つた。庶出の妹があつたが、同母の姉妹と同等に可愛がり、彼女が亡くなつてのちには、甥たちを引き取つて養ひ、以前にも増して愛情を注いだ。末の妹は梁の宮廷の采女となつたが、いつも暫く時を経て、音信が途絶えると、決まつて涙を流して食事さえ忘れた。采女が亡くなると、ひどく

心を痛めた。「孝なる乎惟れ孝、兄弟に友なり」とは、まことによくいったものだ。孫たちへの愛情は、ことに慈しみ深いものがあつた。孫の方諸・方等・方矩・方智・含貞・含介・含芷たちは、幼いときから、自分の手で育てた。家にあつては人情味豊かで、厳しくせずともよく治まり、下の者に穩やかに接しながら、誰も怠けることはなく、裁縫や機織りに、それぞれが勵んだ。方諸や含貞の婚姻に當つては、みな自分で取りしきり、十日の間、内外の多くのことを、禮儀に則つて、一時にとり行なつた。朝廷からの使者の派遣は、自ら啓上して一切お断りした。外では饋人（元帝の皇后徐妃）が禮を失する行爲をするに及んでも、ますます懇ろに接した。いつも私に仰せられるには、「私は白髪頭になるまで、親しく見聞きしてきたけれども、『徳は孤ならず、必ず隣り有り』です。それに焼きもち焼きの女は家をつぶすことだつて平氣なもの。ましてそれ以上の女ならなおさらです」。そしてますます愛情をこめて應對した。

〔校勘〕

「愛」…底本は「受」に作るが、抄本・四庫本により改める。  
「歿」…抄本↓「沒」。「方矩」…各本とも「方規」に作るが、『梁書』「南史」により改める。「翦」…抄本・四庫本↓「剪」。「髻」…四庫本↓「髻」。「妬」…抄本・四庫本↓「妬」。

〔注〕

⑧6 隨繹歸會稽云云 『梁書』五元帝紀に、「(天監)十三年、封湘東郡王、邑二千戶。初爲寧遠將軍・會稽太守、入爲侍中・宣遠將軍・丹陽尹。」

⑧7 衣錦歸郷 『史記』七項羽本紀に、「項羽見秦宮皆以燒殘破、又心懷思欲東歸、曰、「富貴不歸故郷、如衣繡夜行、誰知之者。」また、『梁書』九柳慶遠傳に、「天監二年、遷中領軍、改封雲杜侯。四年、出爲使時節・都督雍梁南北秦四州諸軍事・征虜將軍・寧蠻校尉・雍州刺史。高祖餞於新亭、謂曰、「卿衣錦還郷、朕無西顧之憂矣。」

⑧8 故實 『國語』周語上に、「樊穆仲曰、「魯侯孝」。王曰、「何以知之」。對曰、「肅恭明神、而敬事耆老、賦事行刑、必問於遺訓、而咨於故實」。韋昭注に、「咨、謀也。故實、故事之是者。魏の吳質「在元城與魏太子牋」(『文選』四〇)に、「賦事行刑、資於故實」。

⑧9 瞻卬 『太平御覽』四〇七所引の『晉書』に、「紀瞻慎行好施、老而彌篤。少與陸機兄弟相親善。及機被誅、瞻卬其家、及嫁女

資送、同於所生」。

⑨0 恩猷 「猷」は、謀りごと。用例は至って少なく、僅かに齊の謝朓等による聯句「侍筵西堂落日望郷」に、紀晏の句として、「幸遇慶筵渥、方且沐恩猷」が見える。

⑨1 兩弟云亡 『詩』大雅「瞻仰」の「人之云亡、邦國殄瘁」、「人之云亡、心之憂矣」、「人之云亡、心之悲矣」を模した語法。『文選』でも、卷二〇、晉の潘岳「關中詩」に、「人之云亡、貞節克舉」など。

⑨2 孝乎惟孝二句 『論語』爲政篇に、「或謂孔子曰、「子奚不爲政」。子曰、「書云、「孝乎惟孝、友于兄弟、施於有政」。是亦爲政也。奚其爲爲政也」。これは『尚書』君陳にもとづく。「王若曰、「君陳、惟爾令德孝恭。惟孝、友于兄弟、克施有政」。」孔傳に、「言善父母者、必友于兄弟、能施有政令」。

⑨3 抱孫之愛 『禮記』曲禮上に、「禮曰、「君子抱孫、不抱子」。此言孫可以爲王父尸、子不可以爲父尸」。

⑨4 孫方諸云云 『梁書』四四世祖二子傳に、「世祖諸男、徐妃生忠壯世子方等。王夫人生貞惠世子方諸。其愍懷太子方矩、本書不載所生、別有傳。夏賢妃生敬皇帝。自餘諸子、竝本書無傳。また、『南史』五四元帝諸子傳に、「元帝諸子、徐妃生武烈世子方等、王貴嬪生貞惠世子方諸・始安王方略。袁貴人生愍懷太子方矩。夏賢妃生敬皇帝。自餘不顯」。

方諸は、元帝の第二子。字は智相。母は王夫人。『梁書』四四本傳にいう。「幼聰警博學、明『老』『易』、善談玄、風采清越、

辭辯鋒生、特爲世祖所愛、母王氏又有寵」。侯景の亂の渦中で、鄧州刺史となり、江夏に鎮したが、戦いに敗れて捕らえられ、殺された。死後、侍中・大將軍を追贈された。諡を貞惠世子という。「南史」五四にも傳がある。

95 方等 元帝の長子。字は實相。母は徐妃。『梁書』四四本傳にいう。「少聰敏、有俊才、善騎射、尤長巧思。性愛林泉、特别好散逸」。母の徐妃が品行不良で元帝の不興を蒙ったため、方等ともすれば疎んじられがちだった。侯景の亂で、建康の防衛に奮戦したが、首都陥落のち、昭明太子蕭統の子河東王蕭譽との内戦に敗れ、二十二歳で亡くなった。死後に侍中・中軍將軍・揚州刺史を追贈された。諡は忠壯世子。范曄の『後漢書』に注釋を施したが、未完に終わった。他に『三十國春秋』

『靜住子』の著作がある。「南史」五四にも傳がある。

96 方矩 元帝の第四子。字は德規。『梁書』には母を記さないが、『南史』によれば、母は袁貴人。『梁書』八本傳によれば、初め南安縣侯に封ぜられたのち、父に隨つて荊州に鎮した。太齊年間（五四七―五四九）の初め、侍中・中衛將軍に任ぜられた。父が即位すると、太子となり、名を元良と改めた。西魏の侵入によつて江陵が崩壊した際に、父と共に殺害された。愍懷太子と諡された。「太子聰穎、頗有世祖風、而凶暴猜忌」と評される。「南史」五四にも傳がある。

97 方智 五四二―五五七。元帝の第九子。字は慧相。母は夏賢妃。梁最後の皇帝。『梁書』六敬帝紀によれば、興梁公のち安

郡王に封ぜられ、江州刺史に任ぜられた。元帝の江陵政權が西魏に制壓されると、重臣の王僧辯・陳霸先に擁立されて梁王となり、次いで陳霸先に奉じられて帝位に即いた。しかし、それは名ばかりのもので、やがて陳霸先に禪讓して、名實ともに梁は滅びた。諡は敬帝。「南史」八梁本紀下にも傳がある。

98 含貞 含貞以下三人は、女子。含貞の母は徐妃。『梁書』七世祖徐妃傳に、「生世子方等・益昌公主含貞」。含介・含芷については、史書に名が見えない。

99 翦髻 幼兒が髪を切る際に、切らずに残しておく部分を「髻」という。「禮記」内則に、「三月之末、擇日翦髮爲髻。男角女髻、否則男左女右」。鄭注に、「髻、所遺髮也」。釋文に、「髻、丁果反」。

100 躬親撫育 「躬親」自分の手で、「撫」<sup>しむ</sup>の中から「育」てる。晉の李密「陳情表」（『文選』三七）に、「祖母劉、愍臣孤弱、躬親撫養」。「撫育」の用例は未見。

101 卹隱 晉の干寶「晉紀總論」（『文選』四九）に、「故其積基樹本、經緯禮俗、節理人情、卹隱民事、如此之纏緜也」。李善注に「國語」周語上の祭公謀父の語を引いて、「勤恤民隱」。

「國語」の韋昭注には、「恤、憂也。隱、痛也」。

102 游手 手を拱いて何もしない。『後漢書』章帝紀に、「今肥田尙多、未有墾闢。其悉以賦貧民、給與糧種、務盡地力、勿令游手」。「抱朴子」詰鮑篇に、「宿衛有徒食之衆、百姓養游手之人」。

103 刀尺綺縞 「刀尺」は縫い物をするのに用いる刃物と物差し。



「古詩爲焦仲卿妻作」(『玉臺新詠』一)に、「左手持刀、尺、右手執綾羅」。「綺縞」は、綾絹と白絹。「楚辭」招魂に、「纂組綺、縞」。洪興祖補注に、「綺、文繪也。縞音杲、素也」。魏の曹植「雜詩」(『玉臺新詠』二)に、「西北有織婦、綺、縞何續紛」。

⑩④ 經始「詩」大雅「靈臺」に、「經始靈臺、經之營之。庶民攻之、不日成之」。「經」は、毛傳に、「經、度之也」というように、建築のために土地を測量すること。計畫の段階から筋道を見定めて、一切を取りしきることを意味する。

⑩⑤ 舉辦 現代語の「舉辦」と同じく、舉行、辦理の意。古典語の用例としては極めて珍しい。他の用例は未見。

⑩⑥ 公家發遣 「公家」は、王室。『左傳』僖公九年に、「公曰、「何謂忠貞」。對曰、「公家之利、知無不爲、忠也。送往事居、耦俱無猜、貞也」。「發遣」は、使者を派遣すること。魏の陳琳「爲袁紹檄豫州」(『文選』四四)に、「故從事中郎徐勣就發遣、使繕脩郊廟、翊衛幼主」。

⑩⑦ 饋人失禮 「饋人」は、もと王侯のために飲食を司る官をいうが、ここでは清の李慈銘「越縷堂讀書記」(由雲龍輯、一九五九年、商務印書館)が、「所云饋人、猶今言室人、此即斥徐妃事」というように、徐妃を指す。徐妃は悪妻として聞こえ、元帝は彼女のスキャンダルに絶えず悩まされた。徐妃の醜行に關しては、『南史』一「二皇妃傳下に委細を記しており、以下にそれを引く。「妃無容質、不見禮、帝三二年一入房。妃以帝眇一目、每知帝將至、必爲半面粧以俟、帝見則大怒而出。妃性嗜

酒、多洪醉、帝還房、必吐衣中。與荊州後堂瑤光寺智遠道人私通。酷妬忌、見無寵之妾、便交杯接坐。纔覺有娠者、即手加刀刃。帝左右暨季江有姿容、又與淫通。季江每歎曰、「相直狗雖老猶能獵、蕭深陽馬雖老猶駭、徐娘雖老猶多情」。時有賀徹者有美色、妃要之於普賢尼寺、書白角枕爲詩相贈答。既而貞惠世子方諸母王氏寵愛、未幾而終、元帝歸咎於妃。及方等死、愈見疾。太清三年、遂逼令自殺。妃知不免、乃透井死。帝以屍還徐氏、謂之出妻。葬江陵瓦官寺。帝制「金樓子」、述其淫行。初、妃嫁夕、車至西州、而疾風大起、發屋折木。無何、雪霰交下、帷簾皆白。及長還之日、又大雷震西州聽事、兩柱俱碎。帝以爲不祥、後果不終婦道」。なお、『金樓子』に徐妃の淫行を記したとあることについては、新婚の夕べに疾風が吹き起こった話が志怪篇に存するほかは、現行の『金樓子』には見えない。

⑩⑧ 垂白之年 『漢書』六〇杜業傳に、「長舅紅陽侯立與業書曰、「誠哀老姉垂白、隨無狀子出關」。顏師古注に、「垂白者、言白髮下垂也。無狀猶言不肖」。宋の鮑照「擬古詩八首」その四に、「結髮起躍馬、垂白對講書」。

⑩⑨ 德不孤二句 『論語』里仁篇に、「德不孤、必有鄰」。何晏集解に、「方以類聚、同志相求、故必有鄰、是以不孤」。

⑩⑩ 妬婦不憚破家 『羣書治要』三七に、「申子」大體篇を引いて、「夫一婦擅夫、衆婦皆亂。一臣專君、羣臣皆蔽。故妬妻不難破家也、亂臣不難破國也」。『意林』二にも、「申子」から同趣旨の成語を引く。

⑪ 于是愛接彌隆 底本の校語に、「按數語疑脫誤」とあり、諸本もそれを引く。原文のままでは意が通じず、脱文があるに違いない。ひとまず原文のまま譯す。

又善許負之術<sup>⑫</sup>。曾正會登樓、還語人曰、「太尉今年必當不濟」。時靜惠王尙康勝、咸以爲不然。曰、「行步向前、氣韻殊下。若其不爾、不復言相」。其年末、靜惠王薨。及昭明入朝、又云、「必無嗣立之相」。俄而昭明薨。兼善雲氣、初至九派、云、「天文不利南方、更將有妖氣」。時李敞既新平、謂必無敢繼踵之者、言之甚正。無何之間、而劉敬宮反。嘗有銀帶被匣、左右就邊敷之、將近盈把、乃笑而言曰、「是人後身、會當更屬我」。初無一言呵責。值吉日良辰、大小萃聚、竝令相次起舞、感恩流惠、爰及童稚。每戒釋曰、「言出於近、千里必應。士之生世、束脩而已。廣則難周、無勞交結。玉尙待沽、而況人乎。勤營功德、恆事賑賜、此爲上也」。

また人相見の術を善くした。かつて元旦の賀會で樓に登

り、歸つてきて人にいうには、「太尉はとても今年いっぱい持たないでしょう」。當時、靜惠王（蕭宏）はまだ元氣だったので、みなそんなことはないと思つた。修容がいうには、「歩くときの歩の運びに、勢いがひどく衰えていきます。もしこれが外れていたら、もう二度と人相のことはいいません」。その年の末に、靜惠王は薨じた。昭明太子（蕭統）が入朝すると、「この人には帝位を嗣ぐ相がない」といつた。やがて昭明太子は薨じた。あわせて雲氣を讀むことにも通じていて、初めて九江に行つたときに、いつた。「天文のありさまが南方でよくない、さらに妖氣が立ちのぼろうとしている」。折りから李敞の亂が平定されただばかりで、その後に續く者はいないというのが、當然と見なされていた。それからほどなくして、劉敬宮が反亂を起こした。あるとき銀の帯のような白蛇が小箱に絡みついていて、お付きの者たちが引き上げてみると、一握りほども大きさがあつた。修容は笑つて、「これに生まれ變つた人は、きつと私と同じ「巳年」生まれなのね」とおっしゃり、一言もお咎めはなかつた。吉日の祝いごとに、大小

の人人が集まると、皆に順次に舞を舞わせ、一同に恩徳を施して、幼い童子にまで及んだ。いつも私を戒めていわれるには、「ことばというものは身近に出て、千里の彼方に響きあうもの。士人として生まれたからには、わが身を引き締めねばならぬ。範囲が広がれば周到さを缺くから、交わりに氣を使うのは止めるがよい。玉でさえ賣られるのを待っているのだから、人であればいうまでもないこと。功德を積み重ねて、恵みを施すよう心がけること、それこそが最も大切です」。

### 〔校勘〕

「威」…『太平御覽』七三二方術部一二相下に引く『金樓子』は「或」に作る。「言」…四庫本無。「之」…抄本↓「人」。

### 〔注〕

⑪ 許負之術 人相見の術。「許負」は、前漢文帝の時代の老嫗で、人相見を善くした。『史記』五七周勃世家に見える。興王篇21梁高祖武皇帝の注⑥4参照。

⑫ 正會 『晉書』一一二禮志下に、「漢儀有正會禮、正旦夜漏未盡七刻、鍾鳴受賀、公侯以下執贄夾庭、二千石以上升殿稱萬歲、

然後作樂宴饗。魏武帝都鄴、正會文昌殿、用漢儀、又設百華燈。晉氏受命、武帝更定元會儀、咸寧注是也。云云」。

⑬ 太尉 太尉は、司空・司徒と共に三公の一つで、最高位の官職。ここでは靖惠王蕭宏を指す。蕭宏（四七三―五二六）は、梁武帝蕭衍の異母弟で、太祖文帝の第六子。字は宣達。『梁書』一一太祖五王傳の本傳に、「普通元年、遷使時節、都督揚南徐州諸軍事・太尉・揚州刺史、侍中如故。（中略）七年三月、以疾累表自陳、詔許解揚州、餘如故。四月、薨、時年五十四」。没後、靖惠と諡された。『南史』五一にも傳がある。

⑭ 行步 『禮記』經解に、「行步、即有環佩之聲」。

⑮ 其年末二句 蕭宏の逝去は、『梁書』『南史』本傳では、普通七年四月とされる。注⑩参照。

⑯ 及昭明入朝云云 昭明太子蕭統（五〇一―五三二）は、武帝の長子。字は德施。母は丁貴嬪。『梁書』八本傳に、「高祖既受禪、有司奏立儲副、高祖以天下始定、百度多闕、未之許也。羣臣固請、天監元年十一月、立爲皇太子。時太子年幼、依舊居於內、拜東宮官屬、文武皆入直永福省。「入朝」ほどの時期を指すのか不明だが、本傳に、「太子孝謹天至、每入朝、未五鼓便守城門開。東宮雖燕居內殿、一坐一起、恆向西南面臺。宿被召當人、危坐達旦」。『南史』五三梁武帝諸子傳にも傳がある。

⑰ 俄而昭明薨 『梁書』本傳に、「中大通」三年三月、寢疾。恐貽高祖憂、敕參問、輒自力手書啓。及稍篤、左右欲啓聞、猶不許、曰、「云何令至尊知我如此惡」、因便嗚咽。四月乙巳薨、

時年三十一。高祖幸東宮、臨哭盡哀。詔斂以袞冕。諡曰昭明。  
五月庚寅、葬安寧陵。詔司徒左長史王筠爲哀辭。

⑪ 雲氣 雲のように空中に現われる氣。そのありさまを觀察して、ものごとの起る兆しを判斷する。『史記』高祖本紀に、「呂后曰、『季（高祖）所居上常有雲氣、故從往常得季』。正義に、「京房『易飛候』云、『何以知賢人隱』。師（顏師古）曰、『四方常有太雲、五色具而不雨、其下有賢人隱矣』。故呂后望雲氣而得之」。宋玉の「高唐賦」（『文選』一九）に、「昔者楚襄王與宋玉游於雲夢之臺、望高唐之觀。其上獨有雲氣、峩兮直上、忽兮改容、須臾之間、變化無窮」。

⑫ 初至九派 「九派」は、長江が九つの派流に分かれている状態を指しており、現在の江西省九江、當時の地名では江州・潯陽一帯をいう。晉の郭璞「江賦」（『文選』一一二）に、「源二分於岷嶽、流九派、乎潯陽」。李善注に、「《山海經》（中山經）曰、『岷山東北百四十里岷山、江水出焉。又東百五十里岷山、江水出焉。而東流注於大江』。さらに郭璞注を引いて、「岷山、中江所出也。岷山、北江所出也。水別流爲派」。また、『尚書』（禹貢）曰、「荊州、九江孔殷」。應劭「漢書注」曰、「江自廬江潯陽、分爲九也」。『漢書』廬江郡有潯陽縣。蕭繹が初めて江州刺史としてこの地に到ったのは、大同六年（五四〇）十二月のこと。『梁書』三武帝紀下に、「大同六年」十二月壬子、江州刺史豫章王歡薨。以護軍將軍湘東王繹爲鎮南將軍・江州刺史。同元帝紀にも、「六年、出爲使持節・都督江州諸軍事・鎮南將

軍・江州刺史」。

⑬ 天文不利南方 「利」「不利」は、『易』の語。坤卦の卦辭に、「利西南得朋、東北喪朋」。同六二の爻辭に、「直方、大不習、无不利」。訟卦の卦辭に、「利見大人、不利涉大川」など、用例は数多い。

⑭ 時李敞既新平 「李敞」は、『梁書』『南史』に名が見えない。許逸民校箋は「敞」を「賁」の誤りかとして、『梁書』武帝紀下大同七年の「是歲、交州土民李賁攻刺史蕭諮、諮輸賂、得還越州」（『南史』梁本紀中にも同じ史實を記す）を擧げる。『資治通鑑』梁紀一四の記事はさらに詳しい。「交趾李賁世爲豪右、仕不得志。同郡有并詔者、富於詞藻、詣選求官、吏部尙書蔡璋以并姓無前賢、除廣陽門郎。詔恥之。賁與詔還鄉里、會交州刺史武林侯諮以刻暴失衆心、時賁監德州、因連結數州豪傑俱反。諮輸賂于賁、奔還廣州。上遣諮與高州刺史孫罔・新州刺史盧子雄將兵擊之」。

⑮ 劉敬宮反 『梁書』武帝紀下に、「大同八年春正月、安成郡民劉敬、躬挾左道以反、內史蕭說委郡東奔、敬躬據郡、進攻廬陵、取豫章、妖黨遂至數萬、前逼新淦、柴桑。二月戊戌、江州刺史湘東王繹遣中兵曹子郢討之。三月戊辰、大破之、擒敬躬送京師、斬于建康市」。また、『南史』六三王僧辯傳に、「元帝爲江州刺史、僧辯隨府爲中兵參軍。時有安成望族劉敬、躬者、田間得白蛆化爲金龜、將銷之、龜生光照室、敬躬以爲神而禱之。所請多驗、無賴者多依之。平生有德有怨者必報、遂謀作亂、遠近響應。元

帝命中直兵參軍曹子郢討之、使僧辯襲安成。子郢既破其軍、敬躬走安成、僧辯禽之。又討平安州反蠻、由是以勇略稱。

⑫4 嘗有銀帶被匣云云 前後の文脈から推測すれば、この「銀帶」は、白蛇を見立てたものであろう。「是人後身、會當更屬我」という修容のことは見られるように、彼女はこれを人が生まれ變わつて白蛇に化したものと見なしており、またそれを自分が巳年の生まれであることに關連づけている。修容の生年は、先に「以升明元年丁巳六月十一日生」（一〇ページ）とあるのを参照。但しこの話の委細にはよく分かりかねるところがある。

⑫5 左右就邊敷之「敷」は「揚」の古字。

⑫6 後身 佛語で、來世での生まれ變わつた身をいう。用例は多いが、例えば宗炳「明佛論」（弘明集）二、大正藏五二一—四一四 a）に、「潛行協于神明、福德彰於後身。……既見福成於往行、則今行無負於後身明矣」。

⑫7 吉日良辰 「楚辭」「九歌」「東皇太一」に、「吉日兮辰良、穆將愉兮上皇」。王逸注に、「日謂甲乙、辰謂寅卯也」。左思「蜀都賦」に、「若其舊俗、終冬始春、吉日良辰、置酒高堂、以御嘉賓」。

⑫8 言出於近二句 『易』繫辭傳上に、「子曰、『君子居其室、出其言、善則千里之外應之、況其邇者乎。居其室、出其言、不善則千里之外違之、況其邇者乎』」。

⑫9 束脩 身を律し整える。「後漢書」一〇皇后紀の和熹鄧皇后

紀に、「先公既以武功書之竹帛、兼以文德教化子孫、故能束脩、不觸羅網」。李賢注に、「言能自約束脩整也」。

⑬0 廣則難周 『後漢書』六八許劭傳に、「劭嘗到潁川、多長者之遊、唯不候陳寔。又陳蕃喪妻還葬、鄉人畢至、而劭獨不往。或問其故、劭曰、『太丘道廣、廣則難周。仲舉性峻、峻則少通。故不造也』。其多所裁量若此」。

⑬1 玉尚待沽 『論語』子罕篇に、「子貢曰、『有美玉於斯、韞匱而藏諸、求善買而沽諸』。子曰、『沽之哉、沽之哉。我待買者也』。何晏集解に、「馬曰、『韞、藏也。匱、匱也。謂藏諸匱中沽、賣也。得善買、寧肯賣之邪』。また、『包曰、『沽之哉、不銜賣之辭。我居而待買』」。

又躬自禮千佛、無隔冬夏、人不堪其苦、而不改其德。常無蓄積、必行信捨。京師起梁安寺、上虞起等福寺、在荊州起禪林、祇洹等寺、潯陽治靈丘、嚴慶等寺。前後營諸寺佛寶帳百餘領、躬事後素、親加雕飾、妙於思理、若有神功。性好賑施、自春及冬、無日而怠。往年穀粒騰涌、蒙袂而濟者、不可勝言。方固南山、永期眉壽、釋臺結幽祇、奄罹偏罰。大同九年太歲癸亥六月二日庚申、薨于江州之內寢、春秋六十七。自孟夏弗豫、有遺旨、金銀珠玉、不許自隨。凡

厥凶事、每存儉約、神色審正、終始不擾。卜遠有期、詔曰、  
 「能施盛德曰宣、可諡宣」。信至京都、梁安・宣業・福  
 成・定果・靈光・正覺等寺、同皆號哭、如喪親戚焉。及渚  
 宮・祇洹・禪林等寺、又如此也。

また自ら進んで佛を敬うことは、四季を通じて變わらず、  
 人は苦勞に堪えられなくても、その功德を改めることはな  
 かった。日ごろから蓄財はせず、必ず信仰にもとづく喜捨  
 を行なった。京師に梁安寺を建立し、上虞には等福寺を、  
 荊州には禪林寺・祇洹寺等を、潯陽には靈丘寺・嚴慶寺等  
 を建立した。前後して諸寺に佛寶帳百有餘領を營み、自ら  
 繪筆を取って、雕飾を施し、その構想は妙味に溢れて、神  
 業のごときものがあつた。賑救布施を好み、春から冬に至  
 るまで、一日として怠ることがなかつた。さる年穀物が高  
 騰した際には、「他人に知られぬよう」袂で顔を隠して救  
 濟された人が、数えきれぬほどであつた。南山のごときよ  
 わい、眉長き長壽を得られんことをと、私は心より神祇に  
 祈つていたが、にわかに母を喪う天罰に罹つた。大同九年、

星のめぐりは癸亥の年の六月二日庚申、修容は江州の内殿  
 においてみまかつた。ときに六十七歳である。初夏四月よ  
 り病の床についたが、遺言に「金銀珠玉を、遺體と共に葬  
 つてはならぬ。およそ葬儀は、常に儉約を旨とすること」  
 とあつた。そのありさまはきつぱりとして、終始一貫して  
 いた。葬儀の日取りが決まり、詔が下つて、「能く盛徳を  
 施すを宣と曰う、宣と諡す可し」とあつた。薨去の知らせ  
 が都に届くと、梁安・宣業・福成・定果・靈光・正覺など  
 「修容が喜捨した」寺寺では、均しくみな號泣慟哭して、  
 さながら身内の喪に服するようであつた。渚宮（荊州）の  
 祇洹・禪林などの寺においても、また同様だつた。

〔校勘〕

「丘」…四庫本↓「邱」。「期」…底本↓「明」。他本により改める。  
 「喜」…抄本↓「覺」。「于」…抄本↓「於」。

〔注〕

⑫ 千佛 賢劫（現在の劫）に現われた千人の佛で、釋迦はその  
 四番目の佛とされる。また過去・現在・未來の三劫におけるそ  
 れぞれ千人の佛とされることもある。

⑬③ 信捨 梁の宗懐『荆楚歲時記』に、「二月八日、釋氏下生之日、迦文成道之時、信捨之家、建八關齋戒、車輪寶蓋、七變八會之燈、平日執香花、遶城一匝、謂之行城」。また後世の書ではあるが、唐の法琳『辯正論』三十代奉佛（大正藏五二一五〇七b）に、「魏文皇帝諱寶炬、立德玄仁、允文允武、常行信捨、每運慈悲」。

⑬④ 京師梁安寺 蕭繹に「揚州梁安寺碑序」（『藝文類聚』七六内典上）があり、以下にその全文を挙げる。「竊以陽之有宗者、莫擬於靈鳥、夜之有光者、孰踰於陰兔。故以日門見羲和之色、月殿望奔娥之象、而合璧迢遙、丈尺猶且莫量、朗鏡悠遠、積空之所不筭。復有紫川青龍之水、却月朝霞之山、白珪玄璧、錢瑤池之上、銀闕金宮、出瀛州之下。空臺四柱、隨仙衣而俱颺、寶塹三重、映瑞園而涵影。梅檀散馥、無復圓覺之風、地涌神龜、皆成多寶之塔。蕭繹にはまた「梁安寺刹下銘」（『藝文類聚』七七内典下）がある。清の孫文川『南朝佛寺志』に、「阮修容、梁武帝後宮、湘東王繹之母也。躬勤禮佛、自以私財於京師造梁安寺、湘東王特製寺碑及刹下銘、太子綱復撰釋迦文佛像銘云。」

⑬⑤ 上虞起等福寺 「上虞」は、阮修容の出身地。一〇八ページ参照。「等福寺」以下の諸寺についての詳細は不明。

⑬⑥ 後素 『論語』八佾篇に、「子夏問曰、『巧笑倩兮、美目盼兮、素以爲絢兮、何謂也』。子曰、『繪事後素』。曰『禮後乎』。子曰、『起予者商也、始可與言詩已矣』」。何晏集解に、「鄭曰、『繪、畫文也。凡繪畫先布彩色、然後以素分布其間、以成其文。喻美

女雖有倩盼美質、亦須禮以成之」。

⑬⑦ 雕飾 『文心雕龍』檄移篇に、「文不雕飾、而辭切事明」。梁の江淹『雜體詩三十首』のうち、魏の劉楨に擬した「劉文學感遇」（『文選』三二）に、「丹采旣已過、敢不自彫飾。李善注は「古詩」の「橘柚垂華實、乃在深山側。聞君好我甘、竊獨自彫飾」を引く。

⑬⑧ 妙於思理 『文心雕龍』神思篇に、「文之思也、其神遠矣。故寂然凝慮、思接千載、悄焉動容、視通萬里。吟詠之間、吐納珠玉之聲、眉睫之前、卷舒風雲之色。其思理之致乎。故思理爲妙、神與物游」。

⑬⑨ 神功 宗炳『明佛論』（『弘明集』二）に、「觀其縱轡升天、龍潛鳥颺、反風起禾、絕粒弦歌、皆由窮神爲體。故神功所應、侷儻無方也」。また、「夫以法身之極靈、感妙衆而化見、照神功以朗物、復何奇不肆、何變可限」など。

⑬⑩ 賑施 『高僧傳』七義解釋道猛傳（大正藏五〇一三七四a）に、「猛隨有所獲、皆賑施貧乏、營造寺廟」。

⑬⑪ 蒙袂而濟者 黔敖の故事を用いる。『禮記』檀弓下に、「齊大饑、黔敖爲食於路、以待餓者而食之。有餓者蒙袂輯屨、貿貿然來。黔敖左奉食、右執飲、曰、『嗟、來食』。揚其目而視之、曰、『予唯不食嗟來之食、以至於此也』。從而謝焉。終不食而死」。鄭玄注に、「蒙袂、不欲見人也。輯、斂也。斂屨、力憊不能履也。貿貿、目不明之貌」。

⑬⑫ 南山 いわゆる「南山の壽」。『詩』小雅「天保」に、「如月





の諸寺について詳細は不明だが、いずれも阮修容が喜捨を行なった寺に違いない。宣業寺の名は次段にも見える。「南朝佛事志」下の記事は、『金樓子』に基づくところが大きい。

釋始學弱年、患眼之始、衣不解帶、冬則不近炎火、夏則不敢風涼、如此者離寒暑也。每大官供進、竝以準取錢、織毫已上、皆施宣業寺。數年之中、僧徒衆食、竝是豐飽。釋聞元纒有祭、丹烏哺糧、矧乃禽魚猶能感動、況稟含靈之氣者也。

私は幼くして學問をはじめたころ、眼病を患ったが、母は着物の帯を解く間もなく看病してくれ、冬は燃える火に近づきませず、夏は風に當たつて涼もうともせず、暑くても寒くても變わらなかつた。膳部から進上されてくるものは、いつも基準通りに錢を受け取り、わずかでもそれを越える分があれば、みな宣業寺に布施した。數年のうちに、僧侶らの食事は、いずれも満ち足りるようになった。聞くところによれば、川瀬は捕つた魚を竝べて祭り、鳥は食べ

金樓子譯注 (五) (興膳)

物を含んで親を養うとか、鳥や魚のことにすら心を動かされるのだから、ましてや靈妙の氣を有する人の行ないであればいふまでもない。

### 〔注〕

⑤⑩ 釋始學弱年二句 蕭繹が年少のころから眼病に苦しめられたことは、自序篇に述べられる。「余年十四、苦眼疾沈痼、比來轉暗、不復能自讀書。三十六年來、恆令左右唱之。曾生所謂誦詩讀書與古人居、讀書誦詩與古人期、茲言是也」。『梁書』元帝紀に、「世祖聰悟俊朗、天才英發。年五歲、高祖問、「汝讀何書」。對曰、「能誦曲禮」。高祖曰、「汝試言之」。即誦上篇、左右莫不驚歎。初生患眼、高祖自下意治之、遂盲一目、彌加愍愛」。『南史』梁本紀下には、蕭繹の眼疾について小説的な脚色が施されている。「初、武帝夢眇目僧執香鑪、稱託生王宮。(中略)初生患眼、醫療必增、武帝自下意療之、遂盲一目。乃憶先夢、彌加愍愛」。

⑤⑪ 衣不解帶 蕭繹の兄昭明太子統の母丁貴嬪への孝養ぶりが、『梁書』昭明太子傳に次のように描かれるのが参考になろう。「普通」七年十一月、貴嬪有疾、太子還永福省、朝夕侍疾、衣不解帶。及薨、步從喪還宮、至殯、水漿不入口、每哭輒慟絕。「衣不解帶」は、眞心をこめて人に盡くすさまをいう常套語。

⑫ 如此者離寒暑也。『詩』小雅「小明」に、「我征徂西、至于朞野。二月初吉、載離寒暑」。鄭箋に、「我行往之西方、至於遠荒之地、乃以二月初日始行、至今則更夏暑冬寒矣」。

⑬ 每天官供進云云 この個所、具體的な事實がよく分りかかぬが、「大官」は、「太官」のことか。宮中の飲食を司る官。

『通典』二五職官七に、「太官署令・丞。於『周官』爲膳夫・庖人・外饗中士・下士、蓋其任也。秦爲太官令・丞、屬少府。

兩漢因之、桓帝延熹元年、使太官令得補二千石。魏亦屬少府。晉屬光祿勳。宋・齊屬侍中。梁門下省領太官、陳因之」。

⑭ 元纘有祭「元」は、「玄」に同じ。『禮記』月令の「孟春之月」に、「東風解凍、蟄蟲始振、魚上冰、獺祭魚、鴻雁來」。鄭玄注に、「皆記時候也。振、動也。『夏小正』、『正月啓蟄、魚陟負冰』。漢始亦以啓蟄爲正月中。此時魚肥美、獺將食之、先以祭也。雁自南方來、將北反其居」。

⑮ 丹鳥哺糧 鳥が口中の食物を親に口移しに與えて、育てられた恩に報いるという「反哺」の意を用いる。晉の束皙「補亡詩」六首その一（『文選』一九）に、「嗷嗷林鳥、受哺于子。養隆敬薄、惟禽之似」。また晉の盧諶「贈劉琨」（『文選』二五）に、「相彼反哺、尚在翔禽。孰是人斯、而忍斯心」。『孔叢子』廣鳥に、「純黑而反哺者、謂之鳥」。ここで「丹鳥」とあるのは前句の「元（玄）獺」と對偶にするためのレトリックで、「丹」には意味がないと考える。

⑯ 含靈之氣 「含靈」は、人を他の動物から區別する語として

用いられる。宋の顔延之「又釋何衡陽達性論」（『弘明集』四、大正藏五二二二五b）の「含靈爲人、毛羣所不能同」、梁の沈約「均聖論」（『廣弘明集』五、大正藏五二二二二a）の「人爲含靈之首」など。

東入禹川、西浮雲夢、冬溫夏清、二紀及茲。昏定晨省、一朝永奪。几筵寂寞、日深月遠、觸目屠殞、自咎自悼。昔沂淮涘、待奉舟艫、今還宮寺、仰瞻帷幙。顧復之恩、終天莫報、陟岵之心、鯁慕何已。樹葉將夏、彌切風樹之哀、戒露已濡、倍繁霜露之戚。過隙難留、川流不舍、往而不還者年也、逝而不見者親也。獻年回幹、恆有再見之期、就養闈闈、無復盡歡之日。拊膺屠裂、貫我心髓、日往月來、暑流寒襲、仰惟平昔、彌遠彌深。煩冤拔擢、肝心屠裂、攀號膈臆、貫截骨髓、竊深游張之感、彌切蒼舒之報。每讀孟軻・皇甫謐之傳、未嘗不拊膺哽慟也、讀詩人勞悴之章、未嘗不廢書而泣血也。乙丑歲之六月、氣候如平生焉、冥然永絕、入無瞻奉、慈顏緬邈、肝膽糜潰、貫切痛絕。奈何奈何。

東は禹川の地に入り、西は雲夢の澤に浮かんで、冬は暖

かく夏は涼しくと、お仕えしてから凡そ二十年に及んだ。

朝に夕にとご機嫌伺いをしてきた生活が、ある日にわか  
奪われた。亡き人のいませし席はひっそりとして、月日は  
遠ざかり、目に觸れるもの一切が減びて、自責と哀悼の念  
ひとしおである。むかし淮水をさかのぼったときは、舟で  
お側に侍ったが、いま宮殿に還つてきても、誰もいないと  
ばりを仰ぎ見るのみである。慈しみのご温情は、永久に報  
いるすべがなく、思慕の心は、強まる一方だ。夏になつて  
樹木の枝葉が茂れば、母慕う風樹の情はとみに切實さを増  
し、秋に露がしとどに置くころともなれば、親思う霜露の  
念はいよいよ深まる。過ぎゆく時間はとどめ難く、川の流  
れは止むことを知らず、行きて歸らぬものは歲月、亡びて  
會えぬものは親である。だが新たな年の始まりは、常に巡  
り來たつて訪れるが、お側に侍つて孝養を盡くし、喜びの  
時を過ごす機會はもはやない。悲しみ餘つて胸は裂け、心  
臓は斷ち切れそうだ。日は行き月は巡つて、暑さ寒さが循  
環し、かつての日日を振り返れば、悲哀は廣まりかつ深ま  
る。憂えもだえて、内臓は張り裂けんばかり、激情のやり

場なく、骨髓はちぎれそうになり、かの歩游張の孝心を偲  
び、宿蒼舒のごとく母を慕う思いはいよいよ極まる。いつ  
も孟軻や皇甫謐の傳を讀むたびに、胸を叩いて慟哭するし、  
また『詩』の親の恩愛を詠じた篇を讀むごとに、書物を置  
いてさめざめと涙を流す。乙丑の年（大同十一年）の六月、  
氣候はあのころと變わらない。しかし母とはおぼろの間に  
隔てられ、側近く侍ることもかなわず、慈悲溢れる温顔は  
遙かにして、心は千千に碎かれ、哀切の情は窮まりない。  
すべもなや、すべもなや。

〔校 勘〕

「蒼舒」…四庫本↓「蒼野」。

〔注〕

㊦ 東入禹川云云 この一段は、全體のまとめとして、阮修容へ  
の追慕の心情を綴る。ここで文體も一轉し、典型的な駢文のス  
タイルを用いる。ただし、時として同義同語の反復など、文脈  
にやや亂れが見られるのは、文章としての瑕疵である。あるい  
はテキストの抄寫における不備によるものか。ともかく逐語的  
な口語譯にはなじまぬ極度に情緒的な美文であり、以下の譯文

はおおよその趣意を述べるに過ぎない。

「禹川」は、會稽の地をいう。先に「隨繹歸會稽」とあったように、ここは蕭繹が遠東將軍・會稽太守として最初に赴任した土地である。夏の禹王が東方を巡狩して、會稽で亡くなったことに因む。

⑮ 雲夢 雲夢の澤。洞庭湖を中心として南北に廣がる傳説的な沼澤地帯。『梁書』五元帝紀に、「普通七年、出爲使持節・都督荆湘郢益寧南梁六州諸軍事・西中郎將・荊州刺史」とある。

⑯ 冬溫夏清云云 寒い冬を暖かく、暑い夏を涼しく過ごせるようにという親への心遣い。『禮記』曲禮上に、「凡爲人子之禮、冬溫而夏清、昏定而晨省。」「清」は、「寒」の意。後漢の張衡「西京賦」(『文選』二)に、「其遠則有九峻甘泉、涸陰沍寒、日北至而含凍、此焉清暑」。薛綜注に、「九峻甘泉、其處常陰寒。日北至、謂夏至時、猶沍寒而有凍。帝或避暑於甘泉宮、故云清暑」。

⑰ 二紀及茲 「紀」は、十二年。蕭繹が普通七年(五二六)に荊州刺史に任じられてから、阮修容が亡くなった大同九年(五四三)まで、通算すれば二十年に近い歳月を概数でいったものか。

⑱ 昏定晨省 ⑲に引いた『禮記』曲禮の「昏定而晨省」の孔穎達疏に、「昏定而晨省者、上云冬溫夏清、是四時之法、今說一日之法。定、安也。晨、旦也。應臥當齊整牀衽、使親體安定之後、退。至明旦、既隔夜、早來視親之安否何如。先昏後晨、兼

示經宿之禮」。

⑳ 几筵寂寞 『荀子』哀公篇で、魯哀公の質問に答えた孔子のことにいう。「君入廟門而右、登自阼階、仰視楹棟、俛見几筵、其器存、其人亡、君以此思哀、則哀將焉而不至矣」。魏文帝の「短歌行」(『宋書』二二樂志)に、「仰瞻帷幕、俯察几筵、其物如故、其人不存」。

㉑ 日深月遠 魏の嵇康「思親詩」(據魯迅手抄吳寬叢書堂抄本)に、「親日遠兮思日深、戀所生兮淚流襟」。他本では「日遠邁兮思子心」に作る。

㉒ 觸目屠殞 梁の任昉「爲褚諮議秦讓代兄襲封表」(『文選』三八)に、「永惟情事、觸目崩殞」。陳の徐陵「與王僧辯書」に、「號慕煩冤、肝腸屠殞」。同「在北齊與宗室書」にも、「號慕無窮、肝膽屠殞、煩冤胸臆、不自堪居」。

㉓ 昔沂淮涑二句 荊州刺史だったころの回想。注⑮参照。

㉔ 仰瞻帷幙 注⑱の魏文帝「短歌行」に見える句。また、魏の曹植「應詔詩」(『文選』二〇)に、「仰瞻城闕、俯惟闕庭、長懷永慕、憂心如醒」。晉の陸雲「大將軍宴會被命作詩」(『文選』二〇)に、「俯觀嘉客、仰瞻玉容」など。

㉕ 顧復之恩 兩親の養育の恩に對する子の感謝の氣持ち。『詩』小雅「蓼莪」に、「父兮生我、母兮鞠我。拊我畜我、長我育我。顧我復我、出入腹我。欲報之德、昊天罔極。鄭箋に、「父兮生我者、本其氣也。畜、起也。育、覆育也。顧、旋視也。復、反覆也。腹、懷抱也」。

①68 陟謁之心 子が遠くにいる両親を思慕する氣持ち。『詩』魏風「陟謁」に、「陟彼謁兮、瞻望父兮。父曰嗟予子行役、夙夜無已。上慎旃哉、猶來無止」。毛傳に、「山无草木曰謁」。鄭箋に、「孝子行役、思其父之戒。乃登彼謁山、以遙瞻望父所在之處」。

①69 風樹之哀 『韓詩外傳』九（據許維遜校釋『韓詩外傳集釋』）に、「孔子出行、聞哭聲甚悲。孔子曰、『驅之驅之。前有賢者』。至則皋魚也。被葛擁鎌、哭於道旁。孔子辟車與之言、曰、『子非有喪、何哭之悲也』。皋魚曰、『吾失之三矣。少而好學、周游諸侯、以歿吾親、失之一也。高尚吾志、簡吾事、不事庸君、而晚事無成、失之二也。與友厚而中絕之、失之三矣。夫樹欲靜而風不止、子欲養而親不待、往而不可追者年也、去而不可得見者親也。吾請從此辭矣』。立槨而死。孔子曰、『弟子識之、足以誠矣』。於是門人辭歸而養親者十有三人」。

①70 霜露之感 『禮記』祭義に、「霜露既降、君子履之、必有悽愴之心、非其寒之謂也。春雨露既濡、君子履之、必有怵惕之心、如將見之」。鄭玄注に、「非其寒之謂、謂悽愴及怵惕、皆爲感時念親也」。

①71 過隙難留 『禮記』三年間に、「三年之喪、二十五月而畢、哀痛未盡、思慕未忘」。また、「三年之喪、二十五月而畢、若駟之過隙、然而遂之、則是無窮也」。鄭玄注に、「駟之過隙、喻疾也」。

①72 川流不舍 『論語』子罕篇に、「子在川上曰、『逝者如斯夫、

不舍晝夜』。何晏集解に、「包曰、『逝、往也。言凡往也者、如川之流』」。

①73 往而不還者年也二句 『韓詩外傳』九の「往而不可追者年也、去而不可得見者親也」をいかえたもの。注①69参照。

①74 獻年回幹 「獻年」は、「獻歲」に同じで、年が改まること、また正月。『楚辭』「招魂」の亂に、「獻歲發春兮、汨吾南征」。王逸注に、「獻、進、行也。言歲始來進、春氣奮揚、萬物皆感氣而生」。蕭繹の父である梁武帝蕭衍「孝思賦」（『廣弘明集』二九上、大正藏五二一三三七b）に、「至如獻歲發暉、春日載陽、木散百華、草列衆芳、對樂時而無歡、乃觸目而感傷」。「回幹」は、めぐる。宋の謝惠連「七月七日夜詠牛女」（『文選』三〇）に、「傾河易廻幹、款顏難久惊」。李善注に、「如淳『漢書』注曰、『幹、轉也』」。

①75 就養闔閭 『禮記』檀弓上に、「事親有隱而無犯、左右就養無方、服勤至死、致喪三年」。鄭注に、「左右謂扶持之。方猶常也」。「闔閭」は、婦人の部屋。庾信「周安昌公夫人鄭氏墓誌銘」に、「親戚惟禮、闔閭以睦」。

①76 拊膺屠裂 「拊」は、「撫」に同じ。『列子』説符篇に、「有齊子亦欲學其道、聞言者之已死、乃撫膺而恨」。陸機「赴洛詩」二首その一（『文選』二八）に、「撫膺解携手、永歎結遺音」。同「門有車馬客行」（『文選』二六）に、「撫膺携客泣、掩淚敘溫涼」。「屠裂」は、引き裂く。曹植「求自試表」（『文選』三七）に、「身雖屠裂而功銘著於景鍾、名稱垂於竹帛、未嘗不拊

心而歎息也。』後漢書「二四馬援傳に、「常懼海內切齒、思相屠裂、故遣書戀戀、以致惻隱之計。許逸民校箋に、「按、拊膺屠裂、貫截心髓」二句與下『煩冤拔悞、肝心圖裂』、語意重複、疑此處文字或有衍誤」。

①77 日往月來二句 晉の潘岳「夏侯常侍誄」(『文選』五七)に、「日往月來、暑退寒襲、零露沾凝、勁風淒急、慘爾其傷、念我良執」。李善注が指摘するように、これは「易」繫辭傳下にもとづく。「日往則月來、月往則日來、日月相推而明生焉。寒往則暑來、暑往則寒來、寒暑相推而歲成焉。往者屈也、來者信也、屈信相感而利生焉」。

①78 彌遠彌深 後漢の班固「幽通賦」(『文選』一四)に、「靖潛處以永思兮、經日月而彌遠」。また、潘岳「寡婦賦」(『文選』一六)に、「情長感以永慕兮、思彌遠而逾深」。

①79 煩冤拔悞 「楚辭」九章「哀郢」に、「煩冤督谷、實沛徂兮」。潘岳「寡婦賦」(『文選』一六)に、「愁煩冤其誰告兮、提孤孩於坐側」。魏の嵇康「琴賦」(『文選』一八)に、「琴で演奏される樂曲のさまを形容して、「佛僧煩冤、紆餘婆娑」。李善注に、「佛僧煩冤、聲蘊積不安貌」。

①80 攀號脂臆 「攀號」は、取りすがって號泣する。庾信「周大將軍司馬裔碑」の銘に、「悲哀嗣子、攀號靡訴」。『南史』梁本紀下の論に、元帝の人と爲りを評して、「内積猜忍、外崇矯飾、攀號之節、忍酷於踰年」。「脂臆」は、憂いに胸が塞がるさまをいう疊韻の語。後漢の王延壽「夢賦」(『古文苑』六)に、「於

是夢中驚怒、脂臆紛紜。宋の慧琳「武丘法網法師誄」(『廣弘明集』二三、大正藏五二・二六五c)に、「何綢繆兮無極、心存兮脂臆」。

①81 竊深游張之感 「游張」は、步游張か。『水經注』二四睢水に、「昔汝南步游張少失其母、及爲縣令、遇母于此、乃使良馬踟躕、輕軒罔進、顧訪病姬、乃其母也。誠願宿憑而冥感昭微矣」。また、趙宋の樂史「太平寰宇記」一七河南道淮陽軍下邳縣の取慮故城の條に、「漢時汝南步游張少孤、四歲、母拾麥、爲人賣。游張後爲取慮令、春月按行高平、至里頭、有病孀、馬便不前、自下馬問訊、乃其母也」。

①82 彌切蒼舒之報 「蒼舒」は、宿蒼舒か。「蒼」は一に「倉」に作る。『太平御覽』四一三人事部孝中に引く蕭廣濟「孝子傳」に、「宿倉舒、陳留尉氏人也。年七歲、遭荒、父母飢苦、倉舒求自賣與潁川王氏、得大麥九斛。後王氏免之。累官除上黨太守。後尋覓父母、經太原南郭、忽見母、遂還舊居。母卒、悲號而死」。『太平寰宇記』一河南道東京上開封府尉氏縣に、「宿蒼舒墓、在縣東四十五里。按『孝子傳』云、「宿蒼舒、陳留尉氏人。少有至性。七歲、遭饑荒、賣身爲奴、以供父母。後起家爲上黨太守」。

①83 孟軻 孟軻、すなわち孟子の母は、「孟母三遷」「孟母斷機」などの故事でよく知られるように、幼時から軻を厳しく愛情を以て教育した。『列女傳』一鄒孟軻母。「列女傳」は「孟母三遷」の故事に付している。「君子謂孟母善以漸化」。また「孟母

「斷機」の故事の後にいう。「君子謂孟母知爲人母之道矣」。

- 184 皇甫謐 二一五—二八二。西晉の著名な文人・學者。玄晏先生と號した。生涯出仕せず、著述に努めた。『帝王世紀』『高士傳』等の著作がある。『晉書』五一に傳があるが、ここでは『晉書』の原據であり、かつ蕭繹が讀んだと思われる王隱『晉書』（世說新語）文學篇劉孝標注引）を擧げる。「謐字子安、安定朝那人、漢太尉高曾孫也。祖叔獻、灃陵令。父叔侯、舉孝廉。謐族從皆累世富貴、獨守寒素。所養叔母歎曰、『昔孟母以三徙成子、曾父以烹豕存教、豈我居不卜鄰、何爾魯之甚乎。修身篤學、自汝得之、於我何有』。因對之流涕、謐乃感激。年二十餘、就鄉里席坦受書、遭人而問、少有寧日。武帝借其書二車、遂博覽。太子中庶子・議郎徵、竝不就、終于家」。皇甫謐の著書『玄晏春秋』（太平御覽）六〇七敍學）では、叔母ではなく、實母に戒められたことを記す。「十七年、予長七尺四寸、未通史書。與從姑子梁柳等或編荊爲楯、執杖爲戈、分陳相刺。有若習兵。母數譴予。予出得瓜果、歸以進母。母投諸地、曰、『孝經稱日用三牲之養、猶爲不孝。何孝者莫大於欣親。今尔年近乎二十、志不存教、心不入道、曾與怵惕。小慰我心、脩身篤學、尔自得之、於我何有』。因對予流涕。予心少感、遂伏書史」。
- 185 詩人勞悻之章『詩』小雅「蓼莪」に、「蓼蓼者莪、匪我伊藹。哀哀父母、生我勞瘁」。鄭箋に、「瘁、病也」。「悻」は、「瘁」と同義。
- 186 乙丑歲之六月「乙丑歲」は、大同十一年（五四五）。「六

月」は、阮修容薨去の月。大同九年六月に母が亡くなって、足かけ三年、服喪の期間を終えた時期に相當する。この母の傳記は、忌み明け後ほとんどなく書かれたものであろう。

- 187 冥然永絕「冥然」は、ほんやりして定かならぬさま。『淮南子』道應訓に、「無有」のありさまを述べて、「冥然、忽然、視之不見其形、聽之不聞其聲、搏之不可得、望之不可極也」。「永絶」は、曹植「洛神賦」（『文選』一九）に、「悼良會之永絶兮、哀一逝而異鄉」。宋の謝靈運「還舊園作見顏范二中書」（『文選』二五）に、「長與權愛別、永絶平生緣」など。

- 188 慈顏緬邈「慈顏」は、母の顔。潘岳「閑居賦」（『文選』一六）に、「壽觴舉、慈顏和」。「緬邈」は、遠く隔たるさま。潘岳「寡婦賦」（『文選』一六）に、「遙逝兮逾遠、緬邈兮長乖」。

陸機「擬古詩十二首」の「擬行行重行行」（『文選』三〇）に、「音徽日夜離、緬邈若飛沈」など。

- 189 肝膽糜潰 梁の王筠「與雲僧正書」（『廣弘明集』二八上、大正藏五二—三二六c）に「弟子夔結幽明、備嬰荼蓼、攀援崩踊、肌髓糜潰、尋繹煩冤、肝腸寸斷」。

（この譯注の作成に当たっては、青山剛一郎・稻澤夕子・今橋さやか・猿渡留理・辛夏寧・波邊登紀の諸氏による草稿を参照した。記して謝意を表する。）